

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会

日時：令和8年9月3日(木) 13時～14時30分

場所：高知会館 2階 白鳳

次 第

1 開会

2 知事あいさつ

【資料1】

3 会長あいさつ

4 議事

(1) 主な協議・意見交換事項

【資料2～5】

①第2回市町村意向調査結果の概要等

②意向調査を踏まえた移行の進め方と目標年次

③広域連合及び法定協議会の規約骨子案

④個別の論点の整理

- ・広域連合議会
- ・職員採用及び人事異動
- ・給料・職員手当
- ・財産等の取扱い
- ・職員配置
- ・県の財政措置
- ・分賦金算定

⑤意見交換

(2) 採決事項

【資料6】

- ・県提出第1号議案 消防広域化に関する当面の取組方針について
- ・県提出第2号議案 広域連合規約の骨子案について

5 閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】実務協議会における協議の進め方に関する留意事項

P 1

(議会への検討状況の報告等)

【資料2】第2回市町村意向調査結果の概要等

P 2～6

【資料3】移行の進め方と目標年次

P 7～9

【資料4】広域連合及び法定協議会の規約骨子案

P10、11

【資料5】消防広域化に関する個別論点の整理

P12～24

【資料6】「採決事項」の議事の進め方

P25

【県提出第1号議案】消防広域化に関する当面の取組方針について

P26、27

【県提出第2号議案】広域連合規約の骨子案について

P28～33

【参考】第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等

別冊

高知県消防広域化に関する実務協議会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三
4	高知市	長	桑名 龍吾
5	室戸市	長	植田 壯一郎
6	安芸市	長	西内 直彦
7	南国市	長	平山 耕三
8	土佐市	長	板原 啓文
9	須崎市	長	楠瀬 耕作
10	宿毛市	長	中平 富宏
11	土佐清水市	長	橋本 敏男
12	四万十市	長	山下 元一郎
13	香南市	長	濱田 豪太
14	香美市	長	依光 晃一郎
15	東洋町	長	長崎 正仁
16	奈半利町	長	竹崎 和伸
17	田野町	長	坂本 正徳
18	安田町	長	黒岩 之浩
19	北川村	長	上村 誠
20	馬路村	長	山崎 出
21	芸西村	長	松本 巧
22	本山町	長	澤田 和廣
23	大豊町	長	下村 賢彦
24	土佐町	長	和田 守也
25	大川村	長	和田 知士
26	いの町	長	池田 牧子
27	仁淀川町	長	片岡 信博
28	中土佐町	長	池田 洋光
29	佐川町	長	片岡 雄司
30	越知町	長	小田 保行
31	梶原町	長	高橋 基文
32	日高村	長	松岡 一宏
33	津野町	長	池田 三男
34	四万十町	長	山脇 光章
35	大月町	長	岡田 順一
36	三原村	長	武内 則男
37	黒潮町	長	大西 勝也
38	高知県消防長会	会長 (高知市消防局長)	西川 宜孝
39	高知県消防長会	副会長 (幡多西部消防組合消防本部消防長)	桑原 一
40	高知県消防長会	副会長 (中芸広域連合消防本部消防長)	竹内 誠祥
41	高知県	知事	濱田 省司

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会 出席者名簿

○委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一	○	
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	○	
4	高知市	市長	桑名 龍吾	○	
5	室戸市	市長	植田 壯一郎	○(オンライン) 代理：副市長 黒岩 道宏	
6	安芸市	市長	西内 直彦	○	
7	南国市	市長	平山 耕三	○	
8	土佐市	市長	板原 啓文	○	
9	須崎市	市長	楠瀬 耕作	○(オンライン)	
10	宿毛市	市長	中平 富宏	○ 代理：総務課長 長山 敏昭	
11	土佐清水市	市長	橋本 敏男	○ 代理：副市長 早川 聡	
12	四万十市	市長	山下 元一郎	○(オンライン)	
13	香南市	市長	濱田 豪太	○	
14	香美市	市長	依光 晃一郎	○	
15	東洋町	町長	長崎 正仁	○(オンライン)	
16	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○	
17	田野町	町長	坂本 正徳	○	
18	安田町	町長	黒岩 之浩	○	
19	北川村	村長	上村 誠	○	
20	馬路村	村長	山崎 出	○	
21	芸西村	村長	松本 巧	○	
22	本山町	町長	澤田 和廣	○(オンライン)	
23	大豊町	町長	下村 賢彦	○(オンライン)	
24	土佐町	町長	和田 守也	○ 代理：副町長 高橋 昭雄	
25	大川村	村長	和田 知士	○(オンライン) 代理：総務課 主任 長瀬 憲章	
26	いの町	町長	池田 牧子	○	
27	仁淀川町	町長	片岡 信博	○	
28	中土佐町	町長	池田 洋光	○ 代理：副町長 平田 政人	
29	佐川町	町長	片岡 雄司	○	
30	越知町	町長	小田 保行	○	
31	梶原町	町長	高橋 基文	○	
32	日高村	村長	松岡 一宏	○	
33	津野町	町長	池田 三男	○	
34	四万十町	町長	山脇 光章	○	
35	大月町	町長	岡田 順一	○	
36	三原村	村長	武内 則男	○	
37	黒潮町	町長	大西 勝也	○(オンライン)	
38	高知県消防長会会長	高知市消防局長	西川 宜孝	○	
39	高知県消防長会副会長	幡多西部消防組合消防本部消防長	桑原 一	○	
40	高知県消防長会副会長	中芸広域連合消防本部消防長	竹内 誠祥	○	
41	高知県	知事	濱田 省司	○	

第 2 回高知県消防広域化に関する実務協議会 出席者名簿

○専門部会員等

(敬称略)

通し 番号	所 属	職 名	氏 名	出席方法
42	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	会場
43	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	オンライン
44	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	会場
45	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	会場
46	香美市消防本部	消防長	野口 正一	会場
47	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	会場
48	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	会場
49	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	会場
50	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	会場
51	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	会場

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所 属	職 名	氏 名	出席方法
52	総務省消防庁 消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
53	総務省消防庁 消防・救急課	広域化推進係長	岡元 大輔	オンライン

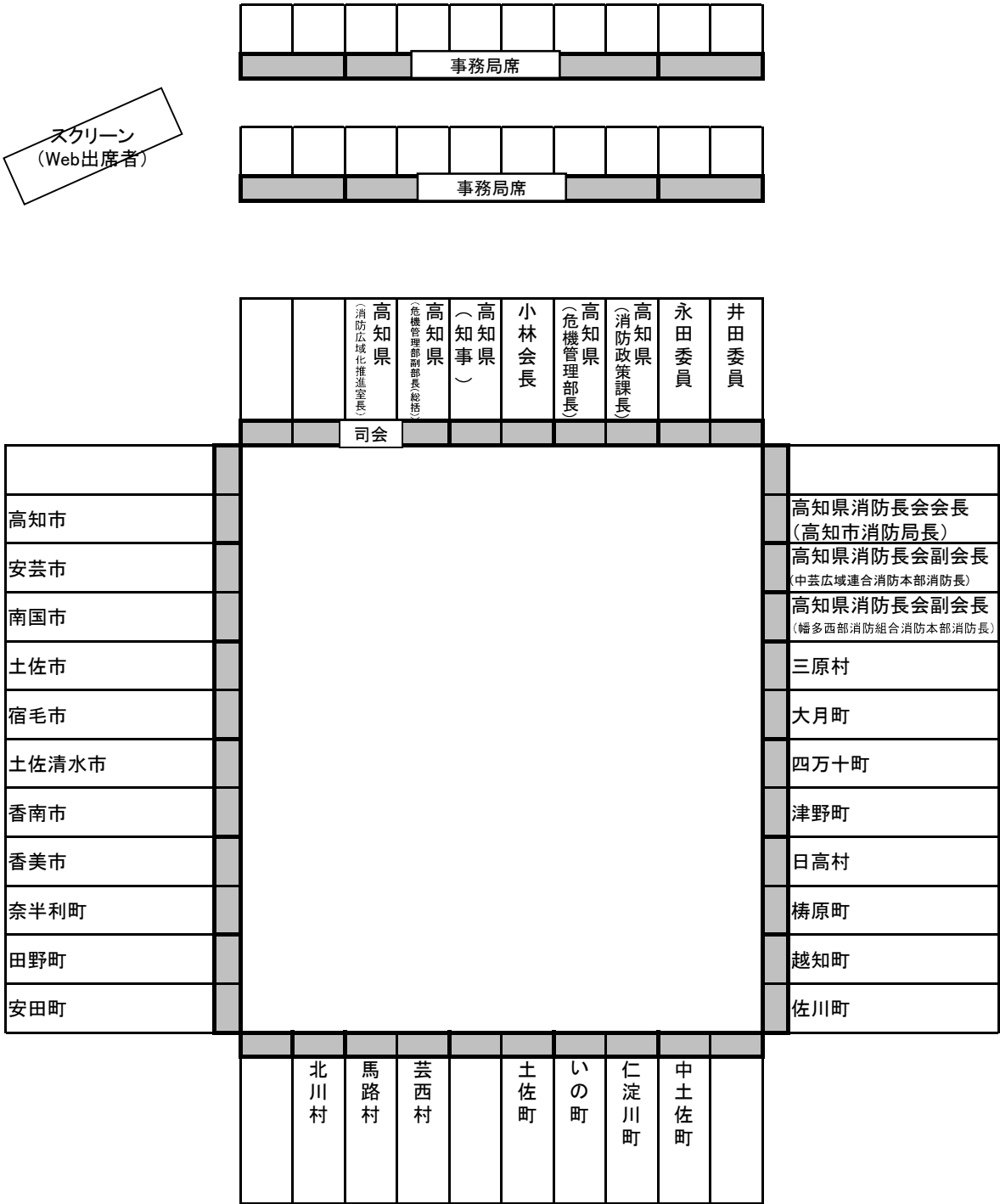
○事務局

通し 番号	所 属	職 名	氏 名
54	高知県危機管理部	部長	江渕 誠
55	高知県危機管理部	副部長（総括）	甫喜本 博貴
56	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
57	高知県危機管理部消防政策課	課長	小笠原 隆
58	高知県危機管理部消防政策課消防広域化推進室	室長	藤本 直人
59	高知県危機管理部消防政策課消防広域化推進室	チーフ	三浦 雅仁
60	高知県総務部	副部長	片岡 隆
61	高知県総務部市町村振興課	課長	小笠原 一真
62	高知県総務部市町村振興課	課長補佐	松井 裕樹
63	高知県総務部市町村振興課	チーフ（行政担当）	笹岡 大裕
64	高知県総務部市町村振興課	チーフ（財政担当）	西森 匡志

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会 配席図

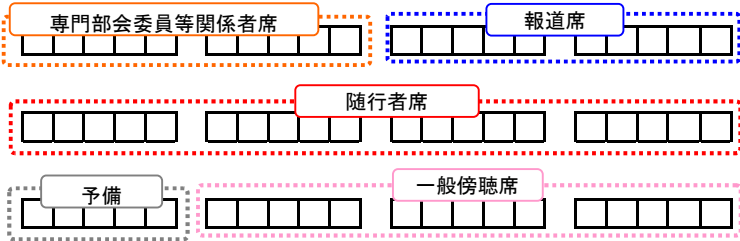
日時: 令和8年9月3日(木)13時～14時30分
場所: 高知会館 2階 白鳳

スクリーン
(Web出席者)



音響設備

入口



実務協議会における協議の進め方に関する留意事項
（議会への検討状況の報告等）

- 実務協議会の構成団体である各市町村等の執行部は、各市町村等の議会における消防広域化の検討に資するよう、実務協議会後に開催される直近の各市町村議会の定例会等において、実務協議会での検討状況等を報告すること。
- また、市町村議会等の意思を反映するために必要がある場合には、所定の手続きを経て、既定の議決事項について、所要の変更を行うものとする。

※本日の県提出第1号議案「消防広域化に関する当面の取組方針について」における「3 留意事項」に記載の内容を抜粋



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (1 / 5)

資料2

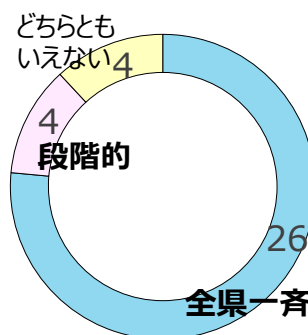
第2回市町村意向調査結果の概要等

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

I 統合の骨格

1-1 消防本部機能の統合

選択肢	市町村数	割合
① 全県一斉で行うべき	26	76%
② 機運が熟した地域から段階的に行うべき	4	12%
③ どちらともいえない	4	12%
合計	34	100%



① 全県一斉

- ・高知県一を目指す趣旨から、県一斉で行うべきと考える。人材確保と財政運営においてスケールメリットを最大限に生かすことができる。
- ・段階的な統合は、県内消防本部に混乱をもたらす可能性が高い。例規の改正、分賦金算定、処遇格差の問題などを段階的統合の都度行わなければならない、議会への説明も難しく、また事務的なコストアップも懸念される。

② 段階的

- ・全県一斉の広域化を条件にすると、34市町村の中の1箇所でも合意が得られただけで全体の計画がストップしてしまう恐れがあるため、機運がある地域で着実に先行することが合理的と考える。

③ どちらともいえない

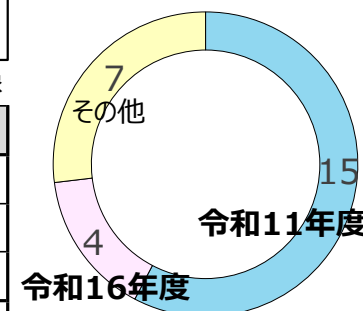
- ・議会等に理解を得るためにも、R16年度の一斉統合が望ましいが、市町村により課題は様々であるため、段階的統合もあり得ると考える。
- ・統合の必要性は理解するものの、広域化後の財政負担増への懸念や、進めるための条件・機運が十分に整うタイミングが見込めないため、現時点で一斉統合と段階的のいずれかを判断するには至らない

1-2 全県一斉統合のタイミングについて

※1-1で「①全県一斉で行うべき」と回答した市町村が回答対象

選択肢	市町村数	割合
① 令和11年度	15	58%
② 令和16年度	4	15%
③ その他	7	27%
合計	26	100%

R8.6月実施



① 令和11年度

- ・まずは県が提示しているスケジュールを念頭に、市町村間の合意形成を目指して議論を進めていくことが先決。また、考えられる課題を事前に協議・解決した上で、その内容を実施計画に盛り込み、議会で統合の議決を得られるよう努めることが必要。
- ・早期に統合することで、連合本部や方面本部の必要人員が精査され、署所の消防吏員の拡充が見込まれる。

② 令和16年度

- ・現在進行中もしくは近い将来計画している事業を考慮すると、分賦金の支出はできるだけ先延ばしがよい。また、消防本部の統合には、一定の準備期間が必要。

③ その他

- ・消防指令システムの節減効果が判明する令和13年度の翌年度(令和14年度)の統合がよい。
- ・現時点では、具体的な内容が確定していないため、判断は困難。今後の協議状況を踏まえながら慎重に判断していく。

実施計画素案の方向性

◆ 県推奨案(第1案) : 令和11年度に全市町村一斉に1次統合を図る

(第2案 : 原則令和11に統合を図るが、方面消防本部を構成する全市町村が合意した場合、当該方面消防本部内の一部市町村の統合時期を最長令和16年度まで先送り)

※第1案・第2案ともに、令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合(2次統合)を実現



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (2 / 5)

資料2

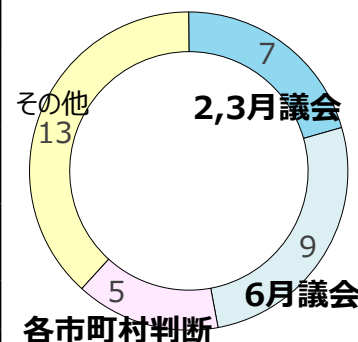
第2回市町村意向調査結果の概要等

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

I 統合の骨格

1-4 議会での議決のタイミングについて

選択肢	市町村数	割合
① 令和9年2～3月議会において全市町村が議決を得る方向で臨むべき	7	21%
② 令和9年6月議会で全市町村が議決を得る方向で臨むべき	9	26%
③ 議決の時期は期限の中から各市町村に委ねるべき	5	15%
④ その他	13	38%
合計	34	100%



① 令和9年2～3月議会において全市町村で議決に臨むべき

・遅くとも令和9年6月議会で議決を得ることが必須であれば、否決されることも念頭に置いて、令和9年2～3月議会の議決を目指して進めてはどうか。

② 令和9年6月議会において全市町村で議決に臨むべき

・議会の承認を得るために十分な説明時間の確保が必要。
・令和9年4月に見込まれている統一地方選挙の日程を考慮すると、2～3月議会への上程を見送る市町村も多いと考えられる。

③ 各市町村の判断

・市町村ごとに考え方や方向性があるため、各市町村のベストなタイミングで議会に提案した方がよい。

④ その他

・議会議決のタイミング自体は全市町村が同時期の議会でも議決を得る方向で臨むべきであると考えますが、2～3月議会か6月議会かについては判断しかねる。
・議決の時期は調整し、全市町村が同じタイミングで議決を得る方向で臨むべき。

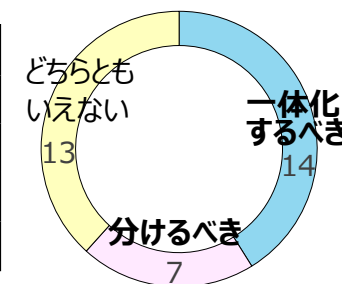
今後の方針

◆ 両議案の上程時期について、今回の意向調査では、意見が分かれているため、今後の議論の進展を踏まえて11月末までに決定する。

R8.6月実施

1-5 広域連合設置時の規約にその後の改正規定をあらかじめ盛り込み、議決を一体化することについて

選択肢	市町村数	割合
① 一体化するべき	14	41%
② 議決①と議決③は分けるべき	7	21%
③ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 一体化するべき

・関連する内容となるため、一本化して議決することが望ましい。
・議会へ一体的な説明ができる。

② 議決①と議決③は分けるべき

・消防本部の統合について、不透明な部分が潜在する状態で議決を得ることができるのか。また、法定協議会設置後に実施計画の調整が行われることから、内容の変更もあり得るため、時期尚早ではないか。

③ どちらともいえない

・現段階で判断できる材料が乏しく判断できない。
・スケジュール的に可能であれば一体化することが望ましいが、検討時間等も考慮し、一体化ありきにすべきではない。

今後の方針

◆ 議決①(広域連合規約の議決)と議決③(広域連合の規約改正)の一体化を基本に検討を進める。
◆ 一方で、規約改正の内容や議決時期に関する懸念、判断材料が不足しているとの意見も踏まえ、市町村と十分に議論した上で、最終的な取扱いを決定する。



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (3 / 5)

資料2

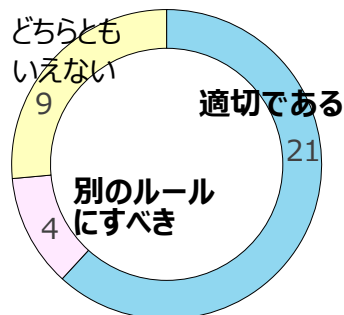
第2回市町村意向調査結果の概要等

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会 (令和8年9月3日)

II 分賦金の算定

2 分賦金の算定方法について

選択肢	市町村数	割合
① 適切である	21	62%
② 別のルールにするべきである	4	12%
③ どちらともいえない	9	26%
合計	34	100%



① 適切である

- ・正解がない中で、多くの市町村が納得しやすい内容であると思う。
- ・加味する係数を増やすと、算定が煩雑かつ分かりづらくなる。

② 別のルールにするべき

- ・現状の算定方法では財政負担が増えるため再検討をお願いしたい。
- ・事業費補正を除いた常備消防の基準財政需要額のみで案分してはどうか。もしくは、指令システムの運用経費分の算定のみに救急出動件数割を一部反映してはどうか。

③ どちらともいえない

- ・「基準財政需要額割 + 救急出動件数割 + 均等割」による案分方法を提案する。
- ・基準財政需要額割と救急出動件数割の割合を変更したり、人口・土地面積等の他要素を組み込んだ分賦金試算など、複数パターンをご提示いただきたい。

実施計画素案の方向性

◆ 現在の分賦金算定方法とする。

現在の算定方法は、基本計画あり方検討会において、各市町村及び各消防本部との協議を経て、市町村の財政負担の変動を可能な限り小さくする方向性にしたもの。

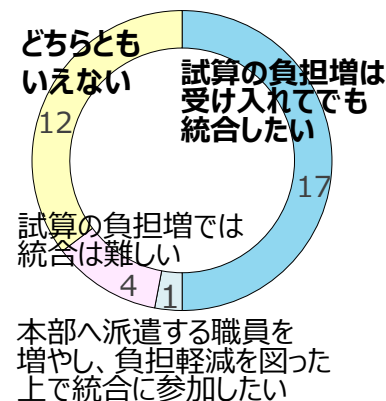
検討にあたっては、基準財政需要額割100%など複数案を提示して議論したが、基準財政需要額が県内の実情を十分に反映しないことなどを踏まえ、基準財政需要額による応能負担と救急出動件数による応益負担を組み合わせ、各市町村の負担能力や受益の程度に応じた分賦金の算定としている。

III 統合に向けての環境整備

3-1 財政負担の変化 (必要最小限の均一化)

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化を受け入れてでも統合に参加したい	17	50%
② 財政負担の変化は受け入れられないため、広域連合本部や方面本部へ派遣する職員を増やし、負担軽減を図った上で、統合に参加したい	1	3%
③ 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合への参加は難しい	4	12%
④ どちらともいえない	12	35%
合計	34	100%

R8.6月実施



① 試算程度の財政負担の変化を受け入れてでも統合に参加したい

- ・指令システム共同化による効果が大きいため、財政負担の増額を行ってでも、統合を行うメリットが大きい。

③ 試算規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合への参加は難しい

- ・小規模消防本部は連合本部や方面本部に派遣する余力がないことを考慮していただきたい。

④ どちらともいえない

- ・給与水準等の統一に伴う財政負担の必要性は認識しているものの、財政負担が大きい市町村は体制を維持できない恐れもあり、県の財政支援は不可欠。
- ・今後の制度設計、派遣職員数、分賦金算定方法によって負担額が変動する可能性があるため、現時点ではどちらともいえない。

実施計画素案の方向性

◆ 職員の処遇等については、市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。

※財政負担が増加する市町村における影響額（かかり増し経費）は、国と協議のうえ、特別交付税の配分、その他国の財政措置の活用等及び県費による支援の組み合わせにより100%措置する。

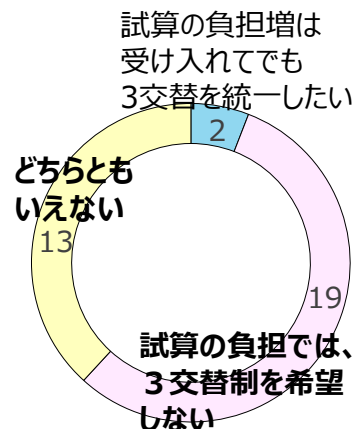


Ⅲ 統合に向けての環境整備

R8.6月実施

3-2 3交替制への統一について

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも3交替制の統一を実現したい	2	6%
② 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、3交替制への統一を希望しない	19	56%
③ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 3交替制の統一を実現したい

・職員募集や人事異動を考えると、ひとつの組織の中で、期限も定めずに勤務条件が異なるのは容認しがたい。

② 3交替制への統一を希望しない

- ・当面は多様性を尊重しつつ、各消防署及び職員にとって最適な職場環境を検討していくべきであり、必ずしも統一する必要はない。
- ・本質的に重要なのは年次有給休暇の取得率や総労働時間の適正化であり、これらが担保されるのであれば、地域の実情に応じた柔軟な運用でもよいのではないか。
- ・3交替制の導入に伴い大幅に財政負担の増加が見込まれる一方で、負担増に見合う住民サービスの向上や費用対効果について十分な説明ができないため困難。

③ どちらともいえない

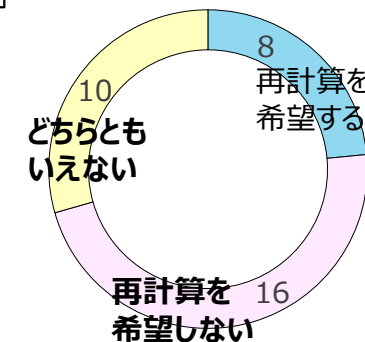
- ・職員全員が3交替制を望んでいるわけではなく、2交替制のメリットもある。その決定権は市町村に残していただきたい。
- ・3交替制に統一すべきと考えるが、財政負担も踏まえ、地域の実情に応じた2交替制の継続も検討が必要であり、どちらともいえない。

実施計画素案の方向性

- ◆ 各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」とし、各市町村が地域の実情に応じて検討を行い判断する。

3-3 高知市の給与水準への再計算について

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも高知市の給与水準への再計算を希望する	8	24%
② 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、高知市の給与水準への再計算を希望しない	16	47%
③ どちらともいえない	10	29%
合計	34	100%



① 再計算を希望する

- ・同一組織内で格差があると、職員のモチベーションが下がるのではないかと。

② 再計算を希望しない

- ・著しい財政負担の増加となることから、今後の財政状況を踏まえると難しい。
- ・財政負担の大幅な増額は議会の承認が得られない可能性がある。

③ どちらともいえない

- ・広域化による節減効果等を検証した上で、判断していきたい。
- ・まずは再計算をしない方向で調整し、再計算を行う方向に移行すべきではないか。

実施計画素案の方向性

- ◆ 職員の処遇等については、市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。
(高知市の給与水準への再計算は実施しない)



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (5 / 5)

資料2

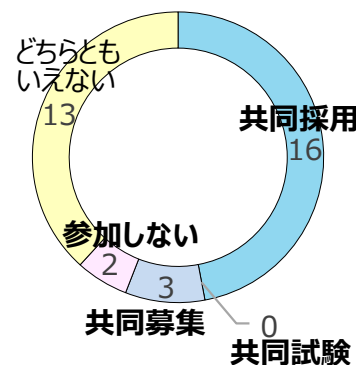
第2回市町村意向調査結果の概要等

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

IV 先行的共同事業への参加意向

4-1 人材確保事業について

選択肢	市町村数	割合
① 職員の共同採用を希望	16	47%
② 共同試験を希望	0	0%
③ 共同募集を希望	3	9%
④ 人材確保事業には参加しない	2	6%
⑤ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 共同採用

- ・単独での採用試験では受験者が少なく苦慮しているため参加を希望する。
- ・年々単独採用が困難となる中、共同採用への移行は事務負担の軽減や効率化に資するだけでなく、より安定した人材確保が図れるものと期待している。

③ 共同募集

- ・当面、自消防本部で必要な人材を確保できている間は、共同募集のみを希望する。

④ 参加しない

- ・採用は概ね円滑に実施できており、広域化に伴う財政負担も考慮すると、共同募集は費用に見合う効果が限定的と考える。

⑤ どちらともいえない

- ・全市町村が消防本部機能の統合も含めた広域化に合意となってから実施すべき。
- ・大きい自治体が有利になるのではないかと懸念がある。

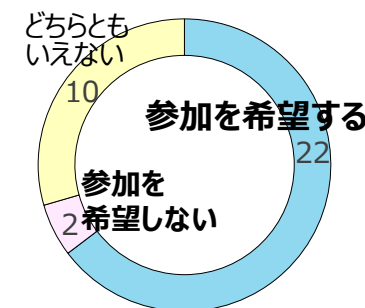
実施計画素案の方向性

- ◆ 令和10年度(令和11年度新規採用者を対象)から、全市町村において共同採用を実施する。
(一次統合せずに、共同採用に参加する場合は、職員間の公平性や職場運営の観点から給与の逆転調整などの処遇均一化を行う必要がある)

4-3 コンプライアンス推進室について

選択肢	市町村数	割合
① 参加を希望する	22	65%
② 参加を希望しない	2	6%
③ どちらともいえない	10	29%
合計	34	100%

R8.6月実施



① 参加を希望する

- ・職員への意識付け、また職場環境の向上となることから、早期の参加を希望する。
- ・職員が安心して職務に専念できる環境を整備することは、最優先で取り組むべき課題。特定の消防本部内のみでは解決が困難なケースも多く、県域での統一された体制と専門的な見地による支援が不可欠であると考える。

② 参加を希望しない

- ・コンプライアンス対策は概ね円滑に実施できており、広域化に伴う財政負担も考慮すると、共同募集は費用に見合う効果が限定的と考える。

③ どちらともいえない

- ・消防本部統合前の段階で、限られた人的リソースを割くのであれば、専任又は兼任といった配置方法に加え、その業務内容や効果についても、各方面本部まで着実に管理が行き届く、実効性のある仕組みの構築に向けて、議論すべき課題は多い。
- ・具体的な業務内容や負担金が判明しないと判断できない。

実施計画素案の方向性

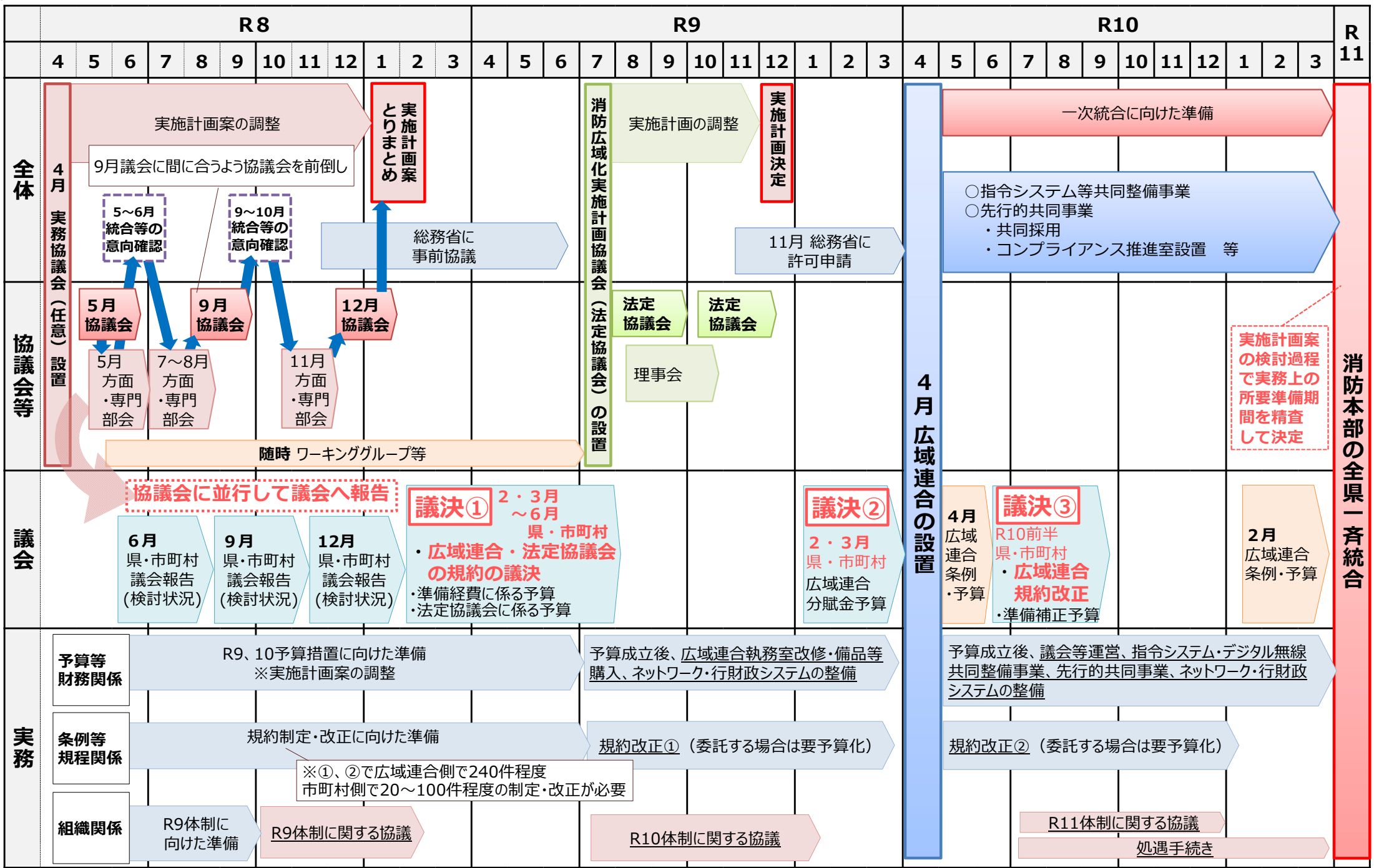
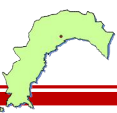
- ◆ 令和10年度に広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置する。
(令和10年度は希望市町村が参加し、令和11年度からは一次統合した市町村に加え、一次統合していない市町村のうち希望する市町村が参加)



対応素案	➤ 市町村意向調査（R8.6実施）を踏まえ、「県推奨案」をベースに検討してはどうか。 ➤ なお、意向調査を踏まえ、県推奨案から調整する案なども考えられる。
------	--

区分		県推奨案		一部を調整する案 → 要調整事項 調整案		専門部会（8/19） から調整案を修正	
考え方		R11に 全市町村一斉に 1次統合を図る 〔市町村意向調査の多数意見を尊重〕		原則R11に統合を図るが、 方面消防本部を構成する 全市町村が合意した場合、 <u>当該方面消防本部内の一部市町村の 統合時期を最長R16まで先送り</u> 〔方面別部会等における各市町村 の個別の意見を尊重〕			
概要	1次統合 (指令以外)	時期	R11	参加市町村	R11	参加市町村	先送りを希望 する市町村を 除いて統合
	2次統合 (指令)		R16		全市町村		R16
先行的共同事業等		令和10年度に広域連合を設置し、 <u>原則、全市町村で人材確保事業(共同採用)を、 希望する市町村でコンプライアンス推進を令和10年度より開始。</u>					

<参考> 意向調査 (R8.6)	Q:全県一斉or段階的統合（問1-1）	→ A:全県一斉が26市町村(76%)で多数 ※段階的統合は4市町、どちらともいえないが4市町
	Q:全県一斉統合のタイミング（問1-2）	→ A: R11が15市町村(58%) で多数 ※R16が4市町村、その他が7市町村





1 消防本部の統合時期

- 6月の市町村意向調査では、「全県一斉統合」が26市町村（76%）、また、一斉統合の時期については、「令和11年度」が15市町村（58%）と多数だったことを踏まえ、県推奨案を「令和11年度の一斉統合」とした。
- 調整案は、段階的統合や統合時期が遅い方を希望する意見もあったため、方面内での合意があれば、令和16年度までの間で各市町村が統合時期を判断することを可能としたもの。
- 若者が減少している中で、室戸市消防本部など一部の消防本部では、人材不足が組織の存亡に関わるレベルに達しているため、令和10年度から共同採用を開始し、令和11年度からの配属をすることで一刻も早く人材確保に取り組む必要がある。
- ただし、仮に任用開始の時点で消防本部が統合されていない場合には、給与の逆転調整などの処遇均一化を各市町村や組合等で行っていただく必要があると考えている。

2 広域連合の設置時期

- 指令システム等の共同運用を令和16年度に開始するためには、調査・計画などの事業主体となる組織が令和10年度には必要。
現実に、現在運用中の高知市と土佐市の共同システムの整備にも、6年程度の準備期間が必要であったと聞いている。
＜指令システム等の共同整備スケジュール＞
・令和10年度：調査・計画 ・令和11～12年度：設計 ・令和13～15年度：整備事業 ・令和16年度：運用開始
- また、喫緊の課題である消防人材の確保のためには、令和10年度から共同採用に取り組む必要があると考えており、採用する職員の受け皿となる組織が必要。
- これらの点を踏まえると、令和10年度に広域連合を設置することが適当と考えている。

3 共同採用の必要性

- 共同採用によって新採職員の給与体系を高知市並みに統一し、処遇を向上させることにより、消防職場の魅力が向上し、県全体に必要な人員数の確保や、欠員が生じている署所への人員配置が可能になると考えている。
- 一方、共同募集や共同試験については、受験者及び消防本部の双方に負担軽減のメリットがあるが、都市部の消防本部に応募が集中する状況は変わらず、人材不足が深刻な消防本部の課題解決にはつながりにくい。

4 議決等のスケジュール

- 現在のスケジュールは、指令システムの共同運用を令和16年度から確実に開始することや、一刻も早く人材確保に取り組むために令和10年度から共同採用を開始することを目指したもの。
- このスケジュールが遅れた場合、将来にわたって県全体の消防力を確保していくという広域化の効果の発現が遅れ、ひいては、消防サービスの低下につながりかねないと懸念している。
- スケジュールが拙速との意見には、「どの時点で」「何をするために」「どれだけの期間」が足りないのかを具体的に伺って対応を検討したい。



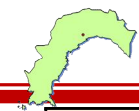
対応素案

以下の骨子としてはどうか。

【県推奨案】広域連合規約の骨子案について

規約の主な項目	R10広域連合設置時（案） 議決① R9年度6月まで	消防本部の一次統合以降（案） 議決③ R10年度前半まで
広域連合の名称	高知県消防広域連合（消防本部名：高知広域消防局）	
構成団体	全市町村及び県	
処理する事務	1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 <全市町村> 2 先行的共同事業 ①既存事業（消防総合支援事業等） <全市町村及び県> ②人材確保（ 共同採用 ） <全市町村> ③コンプライアンス推進室の設置 <希望市町村>	1 市町村の消防事務 （消防団及び消防水利に関する事務を除く） 2 県の消防事務のうち、航空消防隊（消防防災航空センター）及び消防学校に関する事務 ※全消防本部の統合後
事務所の位置	総合あんしんセンター（高知市）内への設置を基本に検討・調整 ※消防指令センターの位置も同様に検討・調整	
議会の組織、議員の選挙の方法等	・定数： 20人 （市町村議会議員： 18人 、県議会議員：2人） ・選挙の方法：選出区分（方面）内の市町村の協議に基づき、別に定めるところにより市町村の議員の中から選出 ・任期： 2年 ※補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする	
執行機関の組織	・広域連合長及び副広域連合長1名を置く ・広域連合長は、市町村長及び知事による選挙により、市町村長のうちから選任 ・副広域連合長は、広域連合長が構成団体の長のうちから任命	
協議・審議機関	・広域連合管理者会議 広域連合の運営に当たって重要事項に関する協議を行う。 構成：広域連合長及び副広域連合長を含め、各方面の管内市町村長6名（1人×6方面）及び知事の計7名で構成	
		・方面消防本部管理運営協議会（方面毎に設置） 各方面管内の消防行政に関する協議を行う。 構成：各方面管内の市町村長
経費の支弁の方法	・経費の区分及び参加市町村に応じた負担割合 ※「8-1分賦金算定」のとおり ・上記の規定による案分が適当でない経費については、関係市町村の協議により負担方法を規定	
附則 ※要検討事項	・施行日：令和10年4月1日	・施行日（規約改正後）：令和11年4月1日
	※令和11年度以降に広域連合で処理する事務についても、あらかじめ設置時の規約（附則）に規約の一部改正規定を盛り込んだ上で、法定協議会において決定する実施計画との整合を図る必要が生じた場合には、広域連合長及び構成団体の長において、必要な規約改正のための法制上の措置を講じる旨を規定しておくことを検討してはどうか。 ※この場合、規約改正の施行日については、別に広域連合長が定める旨を規定しておいてはどうか。	

【参考：広域連合規約の主な規定事項（地方自治法第291条の4）】 ①名称 ②構成団体 ③区域 ④処理する事務 ⑤広域計画の項目
⑥事務所の位置 ⑦議会の組織及び議員の選挙の方法 ⑧長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法 ⑨経費の支弁の方法



対応素案

以下の骨子としてはどうか。

法定協議会の担任する事務

- ・実務協議会において令和8年度に作成する実施計画案を基礎として、実施計画を決定する。

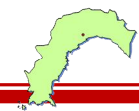
規約の骨子案

規約の主な項目	内容（案）
協議会の名称	高知県消防広域化実施計画協議会
協議会を設ける団体	全市町村、関係一部事務組合・広域連合及び県
協議会の事務所	高知市内
組織	・委員は、 <u>市町村長(34名)、消防本部を設置する市町村、一部事務組合及び広域連合の議会の議長(15名)、高知県消防長会会長、高知県知事、高知県議会議長</u> とする。（合計52名） ・会長は、市町村長及び高知県知事が協議により、市町村長のうちから選任する。 【案】
会議の運営	・委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 ・議決要件： <u>原則として全会一致</u> をもって決することとする。 ただし、意見が分かれた場合は、 <u>会長が必要と認めたときは、再議</u> に付することができることとし、 <u>出席委員の3分の2以上の同意</u> をもって決する。 これによりがたい場合は、 <u>会長が理事会に諮り</u> 、表決方法を定めた上で、議事を進める。 ※奈良県消防広域化協議会会議運営規程の例を参考
理事会	・協議会の会議の運営その他協議会の事務の能率的な処理を図るため、協議会に理事会を置く。 ・構成員： <u>各方面消防本部管内の市町村長を代表する者（6名）及び高知県知事</u> をもって組織する。
経費の支弁の方法	市町村（基準財政需要額割） ※県職員分の人件費は県負担 ※特別交付税措置あり

施行日等
【案】

- ・令和9年●月●日施行（市町村及び県の議会の6月定例会終了後）。
同日において全団体の議会の議決が行われていないときは、同日までに議決した団体をもって法定協議会を設置し、未議決団体に対して期限を付して議決を行うよう働きかけた上で、実施計画の決定を図る。
- ・ただし、同日において、上記期限の到来時において議会の議決が行われた市町村の人口合計が県人口の4分の3に達する見通しが得られない場合にあっては、法定協議会において実施計画案及び広域連合規約改正案を見直しの上、改めて未議決団体に対し法定協議会への参加を呼びかけることを検討する。

【協議会規約の規定事項（地方自治法第252条の4）】 ① 名称、② 設置団体、③ 事務又は協議会の作成する計画の項目、④ 組織並びに会長及び委員の選任の方法 ⑤ 経費の支弁の方法
【その他、規約へ記載する主な事項】 ・会議の招集 ・会議の運営 ・幹事会等の設置 等



対応素案

広域連合議会・議員 人数：20人（市町村議会議員18人、県議会議員2人）
※市町村議会議員は、各方面において市部・町村部でそれぞれ1人以上とする（中央除く）
概要：・条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う
・市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成
・議員の任期は2年 ※ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする

広域連合議会の組織等における主な論点（案）

（1）広域連合議会の議員の選出方法

- 全市町村によって構成している県内の広域連合の議員数の規模を参考に、14人程度で想定していたところ、市町村の多様な意見を反映できるよう、議員数を増やすべきではないか等の意見が複数あった。

（主な意見） ・規模が同等である奈良県広域消防組合の定数を参考としてはどうか ・人口割による配分としてはどうか

- これを踏まえ、構成市町村数が近い奈良県広域消防組合の議員定数を参考に、人口規模を考慮して、議員の定数を20人（市町村18人、県2人）としてはどうか。

（参考） ・奈良県広域消防組合の議員定数26人 ・奈良県広域消防組合と本県の管轄人口比約79%

- また、このときの定数割は均等割と人口割の考え方をを用いて、市町村分を以下の配分としてはどうか。

①均等割の配分：各方面・県でそれぞれ2人（14人分）※市と町村から少なくともそれぞれ1人以上

②人口割の配分：6人分を各方面の人口割で加算（6人分）

方面	①	②		①+②
	均等割分	管轄人口	人口割分	定数
安芸	2	39,063	—	2
中央東	2	111,130	1	3
中央	2	311,188	3	5
中央西	2	68,887	1	3
高幡	2	45,188	—	2
幡多	2	72,857	1	3
県分	2	—	—	2
合計	14	648,313	6	20

参考	
市町村数	職員数
9	124
7	219
1	405
6	160
5	151
6	181
—	—
34	1,240



広域連合議会の組織等における主な論点（案）

（2）議員の任期

○議員の定数を地域別に配分していることから、一定の期間ごとに交代を行うこととし、任期を2年としてはどうか。

※補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする

（参考：補足事項）

- ・議員の任期の定め方について、「2年」等、一定の期間を定める場合、参画機会を均等に確保しやすく、多くの市町村の意見を反映しやすい
⇒地域別に定数を割り振り、多数の市町村から議員を選出する場合は、一定の期間を定める方が整合的。
⇒一方で、構成団体の議会の議員の任期とする場合、広域連合の業務に精通することができると考えられるが、選出議員の構成団体によって、連合議員の任期が大きな幅（ほぼ0～4年）を持つこととなり、構成団体間の参画機会を均等に確保しにくいのではないかと

参考事例

参考事例		高知県消防広域連合（仮称）	高知県後期高齢者医療 広域連合	奈良県広域消防組合	隠岐広域連合
議 会 議 員	定数	20人 (市町村18、高知県2)	10人 (市長1、町村長2、市議会議員3、町村 議会議員4)	26人 (市町村の協議により、7地区から選出)	14人 (島根県2、隠岐の島町6、海士町2、 西ノ島町2、知夫村2)
	選挙	選出区分の議会において、選出区 分の議員の中から選挙	推薦のあった者のうちから議会にお いて選挙	選出区分の議会において、選出区 分の議員の中から選挙	構成団体の議会で構成団体の議 員の中から選挙
	任期	2年	関係市町村の議会の議員の任期	2年	構成団体の議会の議員の任期
（参 考） 基 本 情 報	方式	広域連合	広域連合	一部事務組合	広域連合
	構成団体数	34市町村＋県	34市町村	37市町村	県＋4町村
	管轄人口	648,313人	648,313人	817,466人	18,611人
	署所数	20署20分署所	－	18署12分署7出張所	1署1分署2出張所

（出典）他団体の情報は、それぞれ公表している例規集、消防年報、ウェブサイトから抜粋



広域化後の新規採用職員の配置先と異動の基本的な考え方（案）

- **新規採用職員の配置先は、本人の希望を確認（例：方面単位で複数（3箇所以上）を希望可能な採用手法を導入（※））した上で調整する。**
 - ・ 募集人数と配置希望者数にギャップがある場合、**一部の職員（新規採用職員の1割程度と想定）については職員不足の方面に配置。**
- **既存職員の異動は最小限に留め、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とする。**ただし、一部の職員については、本人の希望と組織側の状況を併せて調整した結果として、**広域連合本部や方面本部管轄外への広域異動（全体の3%程度と想定）がある。**
 - ・ 異動を希望する職員が一定はいると考えられるため、職員の希望を踏まえた異動も可能になると考えられる。

【参考】職員の配置先調整のイメージ（試算）

＜新規採用職員の配置先＞

○令和8年4月1日付採用において、各消防本部が募集した職員数を「R8募集人数概数」(A)、実際に採用した職員数を「R8採用人数」(B)とし、この差を「職員不足の方面に配置する人数」(C)として方面別に試算。

((A)：各消防本部のR8年4月採用職員の募集人数を参考にした概数。 (B)：各消防本部のR8年4月採用職員の人数。)

- ・ **広域連合による共同採用により、(B)：57人に(C)：8人を加えた65人を採用 → 募集人数に応じて方面本部に配置**
⇒ 新規採用職員のうち約9割を本人希望の方面に配置（1割程度の職員を職員不足の方面へ配置することで、必要な職員を確保）

方面本部	R8 募集人数概数 (A)	R8 延べ応募者数 (併願含む) [倍率]	R8 採用人数 (B)	職員不足の方面 に配置する人数 (C) ((A)-(B))
中央	13人	97人[7.5倍]	13人	-
安芸	11人	47人[4.3倍]	8人	3人
中央東	9人	54人[6.0倍]	7人	2人
中央西	8人	49人[6.1倍]	8人	-
高幡	10人	16人[1.6倍]	9人	1人
幡多	14人	50人[3.6倍]	12人	2人
合 計	65人	313人[4.8倍]	57人	8人

(※) 現状の採用試験では、複数の消防本部を併願受験した人が多数存在していることから、広域連合の共同採用においても複数の方面本部を希望する受験者は多数いると想定される。

広域連合による共同採用により、
(B)：57人に(C)：8人を加えた65人を採用
⇒ 募集人数を確保できていない方面本部に配置する。
(R8新規採用職員では8人に1人程度（1割強程度））
⇒ 採用3～5年後に、本人の希望と組織側の状況を踏まえ、転出を希望する職員を中心に異動先を調整する。

＜既存職員の配置先＞

○異動は最小限に留め、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とする。（毎年、異動希望を確認し、転出を希望する職員を中心に異動）



職員の処遇の均一化の基本的な考え方

＜市町村意向調査の結果（R8.6月）＞

- ・直近の市町村長への意向調査においては、職員の処遇について、必要最小限の均一化を図る場合の財政負担の変化を基本とした上で、必要最小限を超える均一化については希望しない市町村が多数となった。
（必要最小限を超える均一化に対する回答：希望する24%、希望しない47%、どちらともいえない29%）

➤ 上記の検討の過程を踏まえ、以下の基本的な考え方を定める。

- （1）市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。
ただし、「必要最小限」を超える均一化については、消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度を目処に検討することとする。
- （2）必要最小限の処遇均一化に要する費用については、勤務する署所の関係市町村で負担する。（人件費の負担ルールと同様）

必要最小限の均一化（給料表格付け等の取扱い（新規採用職員・既存職員の扱い））

➤ 給料表の適用に当たっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下に基づき対応する。

- ① 広域連合の給料表等は、高知市消防職に準拠
（新規採用職員については、高知市消防職に準拠した給料表及び初任給基準を適用）
- ② 既存職員は移行前の給料月額を下回らない号給（同額又は直近上位）に格付け（高知市消防職に準拠した給料表に移行）
- ③ 新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額を調整
- ④ 昇給日の統一による給料月額の調整（毎年4月1日）

➤ 上記の場合の財政負担は、0.8億円程度／年の増加（高知市以外の全市町村合計）を見込む。



広域化後の給料表等、昇給・昇格のモデルケース

- 広域化後の給料表や昇給・昇格の基準は、高知市消防職の制度をベースとする。この際の号給区分は以下のとおり。

(R8.4.1時点(案))

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給数	1～89	1～97	1～97	1～85	1～85	1～73	1～45	1～9
給料月額	219,000円 ～281,700円	274,500円 ～321,900円	285,100円 ～359,400円	309,800円 ～396,500円	332,600円 ～409,000円	366,800円 ～427,000円	420,700円 ～463,000円	471,900円 ～501,500円
主な職名	主事	主査補	主査	係長 担当係長 職名主査 主任 職名主任	課長補佐 副署長 所長 統括	課長 副参事 署長	次長 参事 方面本部長	消防局長 理事

- 広域化後の新規採用職員の級ごとの給料月額を目安（19歳で新規採用職員となる例）は以下のとおり。（※職員手当は含まない）

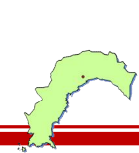
職名等（年数）	級号給	給料月額 ※職員手当は含まない	備考
主事（初級（高校卒）1年目） ※新規採用職員の初任給	1-5	225,100円	中級（短大卒）初任給：243,000円 上級（大卒）初任給：265,400円
主査補（10年目）	2-9	280,700円	
主査（20年目）	3-37	316,700円	

※既存職員の格付けについては、給料月額を下回らない級号給（同額又は直近上位）に格付けを行うことを基本とし、新規採用職員と既存職員の逆転調整などの調整が必要な場合は個別に行う。



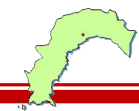
対応素案	➤ 職員手当は、広域化により同一の組織になり、同一の職務内容となること等から統一が必要であり、広域化前の実態を踏まえ、以下によるものとする。 ※一次統合までの間に、国等により給与制度の変更があった場合は、適切に対応することとする。
-------------	---

職員手当の種類	対応	備考
・地域手当 ・時間外勤務手当 ・宿日直手当 ・管理職員特別勤務手当 ・夜間勤務手当 ・休日勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・扶養手当 ・住居手当 ・単身赴任手当 ・通勤手当 ・退職手当	国準拠で規定	左記職員手当は、国準拠で規定。 ※現行の職員手当は、各市町村で同程度 ※退職手当は、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないように扱う
・特殊勤務手当 ※火災、救急業務等に従事した場合の消防業務手当や夜間業務手当等 ・管理職手当	高知市の基準で規定	左記職員手当は、最も職員数の多い高知市基準で規定。 ※管理職手当については、広域化前の実態を踏まえ、5級を管理職扱いすることとしてはどうか。（主幹除く）



職員手当の取扱い たたき台（案）

職員手当の種類	主な基準 ※現在(R8.4.1)の制度の情報をもとに記載しており、国等により給与制度の変更があった場合は、適切に対応する。 ※ここに記載するほか、詳細は広域連合の条例、規則等で定める。											
・地域手当	県内での適用なし ※東京都の特別区に所在する公署に在勤する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額の20%の月額を支給。											
・時間外勤務手当 ・夜間勤務手当 ・休日勤務手当	支給割合		時間外勤務(勤務日)		〃(月60時間超過)		時間外勤務(過休日)		〃(月60時間超過)		休日勤務	夜間勤務
	下記以外		125/100		150/100		135/100		150/100		135/100	—
	午後10時～午前5時		150/100		175/100		160/100		175/100		—	25/100
・宿日直手当	6,100円/勤務											
・管理職員特別勤務手当	職名		消防局長、理事等		次長、参事等		課長、署長等		課長補佐等			
	支給額(過休日等)		10,000 円		9,000 円		8,000 円		7,000 円			
・期末手当 ・勤勉手当	期末手当	支給期	6月期	12月期	計	勤勉手当	支給期	6月期	12月期	計		
		支給月数	1.2625	1.2625	2.525		支給月数	1.0625	1.0625	2.125		
	※別途役職段階別加算措置あり(3級:5%、4・5級:10%、6・7級:15%、8級:20%)											
・扶養手当	扶養親族の要件		子		特定期間の加算		7級相当以下		8級相当			
	支給額(国)		13,000 円		5,000 円		6,500 円		3,500 円			
・住居手当			支給要件				支給額					
	職員の居住する借家・借間		自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員				家賃27,000円以下		家賃27,000円超61,000円未満		家賃61,000円以上	
							家賃額－16,000円		(家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円		28,000円	
・単身赴任手当	30,000円＋距離に応じた加算8,000円～70,000円											
・通勤手当	2～4km:2,000円、4～10km:4,200円、10～15km:7,300円、15～20km:10,400円、20～25km:13,500円・・・100km～:66,400円											
・退職手当	退職手当＝基本額(退職日の給料月額×退職事由・勤続年数別支給率)＋調整額 ※国の定める「職員の退職手当に関する条例(案)」と同様 ※主な支給率:(勤続年数35年以上) 47.709ヶ月											
・特殊勤務手当	区分	消火・救助	消火・救助(運転)	救急(救命士)	救急	救急(運転)	消防(その他)	通信	潜水	広域消防相互応援協定等	緊急消防援助隊	夜間業務
	金額	360円/件	460円/件	240円/件	120円/件	170円/回	100円/件	110円/1日	780円/回	1,080円/日	2,160円/日	410～1,100円/勤務
・管理職手当	5級(主に課長補佐級)		6級(主に課長級)		7級(主に次長級)		8級(消防局長級)					
	47,600		58,200		70,800		84,600					



実施計画素案
の方向性

新規施設整備等に係る事務の実施主体及び費用の負担については、ワーキンググループ等において議論してはどうか。

財産の取扱いに関する主な論点（案）

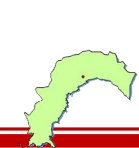
○意見照会(R8.6月)の結果、①より②が多数となったが、どちらともいえないの回答も多かったため、以下のとおり情報を補足して、再度、意見照会を実施することとする。

＜主な意見＞①の意見（21%）：各市町村の実情に合わせて整備すべき。

②の意見（35%）：広域連合で事務を行うことで大幅な事務効率化が見込まれるとともに、長期的な節減効果が見込まれる。

どちらともいえないの意見（44%）：どちらともメリットがあり判断しかねる。財産管理や事務負担、財務処理等を踏まえて引き続き検討が必要。

案の概要	①市町村で所有・取得等（原案）	②広域連合で所有・取得等（調整案）
事務の実施イメージ	(1)予算:市町村等で工事請負・備品購入等の予算計上・議決 ※予算見積りに当たっての仕様等の作成は広域連合で実施 (2)入札・契約:市町村等で実施 (3)支払い:市町村等で実施 (4)貸与:市町村から広域連合に無償貸与 (5)運用・管理:広域連合で実施	(1)予算: ①仕様や予算案作成に当たっては構成市町村と協議 ②市町村等で分賦金の予算計上・議決 ③広域連合で工事請負・備品購入等の予算計上・議決 (2)入札・契約:広域連合で実施 (3)支払い:広域連合で実施 (4)運用・管理:広域連合で実施
資金調達・分賦金の負担方法	・受益する市町村で負担 ※自賄い ・市町村において起債等により資金を調達 (工事請負・備品購入等に対して起債)	・受益する市町村で負担（分賦金） ※自賄い ・市町村において起債等により資金を調達。 (分賦金のうち、当該新規施設整備等の相当部分に対して起債)
	財産の所有、取得の方法によって、経費の負担の方法が異なりますが、各市町村の負担割合を変えるものではありません。	
主な特徴	現行、消防本部が事務を担っている場合は、広域化後は上記「事務の実施イメージ」のとおりに市町村の別部署が事務の対応を行う必要。	広域連合における車両等の一括購入による財政・事務負担の軽減 ※市町村における予算や入札等の事務を省略化できる



実施計画素案 の方向性

各部会やワーキンググループ等における意見を尊重し、職員配置については、基本計画時から考え方を一部変更し、以下の考え方に基づき決定してはどうか。

職員配置に関する主な論点（案）

○ワーキンググループ等における各市町村・消防本部の意見を尊重し、役割分担及び職員配置を見直し。

（主な意見）

- ・ 連合本部や方面消防本部の役割分担を一定明確にし、業務量を精査した上で職員配置を積み上げるべきではないか。
- ・ 議会や監査などの事務について、広域連合本部の職員の配置が十分か検討が必要。
- ・ 方面消防本部の役割について、連合本部と署所間の調整業務については、できるだけ縮小して、人員を連合本部や署所に配置すべきではないか。

<基本計画からの変更点>

①方面消防本部の見直し

方面消防本部は、方面内の市町村との調整などを行うことを主として、特に消防業務等について、可能な限り広域連合本部又は署所へ再配置。

②広域連合本部の見直し

上記の方面消防本部の見直しに伴い、広域連合本部に役割を一部集約することから、人員を増員する。

※自治体事務（議会や監査、人事、財政等）は兼務として一定数増員。

<今後の留意点>

一次統合時は、現行の体制を維持できる配置とした上で、業務を行いながら、必要に応じて配置を変更するなど柔軟な対応が必要。

また、一次統合後、方面消防本部に、予防業務など一定の専門性を持った職員が集まることによる業務の効率化や住民サービスの向上など、消防広域化に伴う新たな取組の実施については引き続き検討が必要。

職員配置の主な変更点（一次統合時）

（単位：人）

	基本計画（R7）	実施計画案（R8）	
		5/12案	調整案
広域連合本部	41名	41名 〔・消防長・次長（2名） ・総務課（26名） ・警防課（4名） ・救急課（3名） ・予防課（6名） ※議会事務局等は兼務〕	53名 〔・消防長・次長（2名） ・総務課（29名） ・警防・救急課（12名） ・予防課（10名） ※議会事務局等は兼務〕
方面本部	85名 〔・中央（37名） ・中央以外（9～11名）〕	94名 〔・中央（37名） ・中央以外（9～14名）〕	56名 〔・中央（39名） ・中央以外（3～4名）〕
署所	1,086名	1,115名	1,138名

※県職員5名（R9～）、市町村職員2名（R11～）含む
※二次統合時は変更がないことから省略

職員配置シミュレーション

現行15消防本部別内訳

ワーキンググループ等における各市町村・消防本部の意見を尊重し、役割分担及び職員配置を見直し

消防本部 (単位：人)		現行	全県での一次統合時			二次統合時			
		実員 (A)	実員 (B)	増減 (旧本部単位) (B-A)	増減 (方面単位)	実員 (C)	増減 (旧本部単位) (C-B)	増減 (方面単位)	【参考】 指令統合で 生まれる人役
広域連合本部			53	53	53	100	47	47	
中央	中央方面本部		39	39	▲ 17	39	0	▲ 29	7.0
	高知市消防局	405	349	▲ 56		320	▲ 29		
安芸	安芸方面本部		3	3	▲ 3	3	0	▲ 3	1.5
	安芸市	39	37	▲ 2		36	▲ 1		
	室戸市	46	44	▲ 2		43	▲ 1		
	中芸	39	37	▲ 2		36	▲ 1		
中央東	中央東方面本部		4	4	▲ 10	4	0	▲ 5	5.4
	南国市	68	65	▲ 3		63	▲ 2		
	香南市	51	46	▲ 5		45	▲ 1		
	香美市	62	58	▲ 4		57	▲ 1		
	嶺北	38	36	▲ 2		35	▲ 1		
中央西	中央西方面本部		3	3	▲ 4	3	0	▲ 3	1.6
	土佐市	49	47	▲ 2		46	▲ 1		
	高吾北	50	48	▲ 2		47	▲ 1		
	仁淀	61	58	▲ 3		57	▲ 1		
高幡	高幡方面本部		4	4	▲ 6	4	0	▲ 3	6.3
	高幡	151	141	▲ 10		138	▲ 3		
幡多	幡多方面本部		3	3	▲ 6	3	0	▲ 4	5.2
	幡多中央	80	76	▲ 4		74	▲ 2		
	幡多西部	64	61	▲ 3		60	▲ 1		
	土佐清水市	37	35	▲ 2		34	▲ 1		
総計		1,240	1,247	※ 7	※ 7	1,247	0	0	52.5

県の対応方針

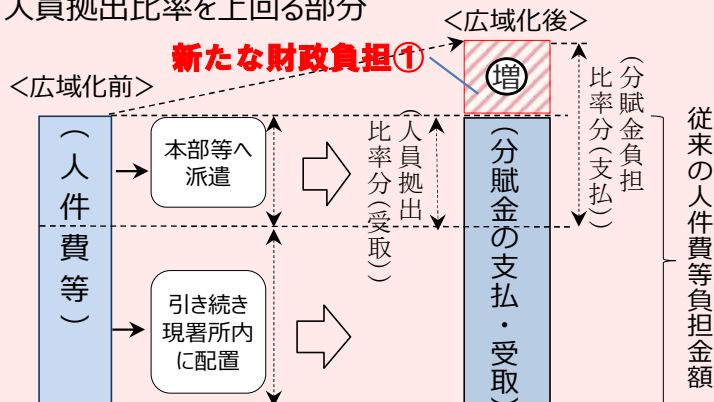
- 市町村において、消防広域化に伴い、**新たに生じる負担を含めた実質負担の合計から、システム共同化整備による節減効果額を差し引いても、なお負担が増える市町村に対しては、負担増分に相当する財政措置を講じる。**

新たに生じる財政負担

- 消防広域化に伴い、市町村で新たな負担が生じる経費は下記のとおり（そのうち、負担増となるのは「新たな財政負担①～③」）

1 連合本部等運営費負担金

- ・連合本部等運営費として新たに負担する経費のうち、分賦金負担比率（需要額割及び出勤件数割により算出）が人員拠出比率を上回る部分



※ 現行の小規模な消防本部では連合本部等に拠出できる人員が限られ、負担が増加傾向
※ 上記負担金には、人件費のほか組織運営に必要な経常経費も含む

2 指令システム・デジタル無線構築に要する経費

- ・ 現行システムの整備費と、新たに構築するシステム等の整備費負担分を比較した場合の増加分（地方負担分）

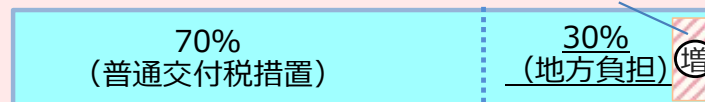
※小規模消防本部では、現行のシステムが最小限の簡素な仕様にとどまるケースが少なくない。この場合、統合に伴う全県統一仕様での整備に伴い、技術性能も大幅に向上し、所要経費も増加。

(現行の支援措置)

- ・設計、整備・・・緊急防災・減災事業債
- ・維持管理・・・普通交付税（包括算入）

＜緊急防災・減災事業債＞

新たな財政負担②



現行システムの負担額見合い分

3 その他の経費

- ・ 広域化に伴い新たに発生する下記の経費
 - i 業務システムの整備等
 - ii 執務室の改修
 - iii 被服、車両表示等の変更
 - iv 施設管理や各種システムの運用保守等(かかり増し経費分)
 - v 広域連合事務局経費(かかり増し経費分)

※ i ~ iii : 既特交措置 (措置率:0.5)
 (増) の残余分

— 新たな財政負担③

※iv、vの経常経費は「1 連合本部等運営費負担金」に含む

新たな財政負担に対する措置

- 上記 1 ～ 3 を含む実質負担額の合計から、システム共同整備節減効果額を差し引いても14年間の通算ベースで負担増となる市町村合計額は、16市町村 69百万円程度/年（次頁のとおり：試算シュミレーション(R8.8時点)の結果による）
- この負担増分については、国と協議のうえ、

- ① 特別交付税の配分
② その他国の財政措置の活用等（過疎債等を想定）
③ 県費による支援（人口減少対策総合交付金を想定）

この組み合わせにより、**100%財政措置**を行うことで、**実質的に負担増となる市町村の解消**を図る。

分賦金の算定 (シミュレーション)の更新 ※市町村別

※下記の「実質的な財政負担の変化額」は、節減効果額等を含むR9～22の単年度当たりの金額

＜更新内容＞

○8/19専門部会 (A欄) から、分賦金算定のベースとなる数値を更新 (B欄)

※①決算年度(R6→R7) ②基準財政需要額 (R7→R8) ③救急出動件数 (R5→R6)

＜消防広域化に伴う財政負担に対する県の措置＞

○上記を更新した結果、新たに生じる負担を含めた実質負担の合計から、システム共同整備による節減効果を差し引いても、14年間の通算ベースで負担増となる市町村合計額は、**16市町村69百万円程度/年**

(単位:千円)

		8/19 専門部会	更新後 ＜県推奨案＞ R11一斉統合		負担増となる 16市町村
市町村	消防本部	実質的な財政 負担の変化額	実質的な財政 負担の変化額	増減 (8/19との差)	節減効果額を差 し引いても負担 増となる市町村 の変化額
		A	B	B-A	C
高知市	高知市	▲ 126,086	▲ 129,818	▲ 3,732	
室戸市	室戸市	5,430	5,252	▲ 178	5,252
東洋町		611	458	▲ 153	458
安芸市	安芸市	▲ 2,994	▲ 2,778	216	
芸西村		2,875	3,415	540	3,415
奈半利町	中芸	▲ 2,081	▲ 2,359	▲ 278	
田野町		▲ 1,889	▲ 2,086	▲ 197	
安田町		▲ 1,292	▲ 1,822	▲ 530	
北川村		▲ 108	▲ 275	▲ 167	
馬路村		150	▲ 23	▲ 173	
南国市	南国市	▲ 45,865	▲ 44,052	1,813	
香南市	香南市	11,205	13,423	2,218	13,423
香美市	香美市	4,493	5,231	738	5,231
本山町	嶺北	5,177	4,782	▲ 395	4,782
大豊町		6,021	4,875	▲ 1,146	4,875
土佐町		6,204	5,641	▲ 563	5,641
大川村		903	751	▲ 152	751
土佐市	土佐市	▲ 14,393	▲ 15,879	▲ 1,486	
いの町	仁淀	9,106	10,832	1,726	10,832
日高村		3,383	4,300	917	4,300
仁淀川町	高吾北	▲ 2,317	▲ 2,201	116	
佐川町		▲ 2,890	▲ 2,686	204	
越知町		▲ 2,144	▲ 2,085	59	
須崎市	高幡	▲ 6,804	▲ 3,866	2,938	
中土佐町		▲ 2,640	▲ 1,662	978	
梶原町		2,691	1,826	▲ 865	1,826
津野町		1,620	1,713	93	1,713
四万十町	幡多西部	▲ 4,230	▲ 4,306	▲ 76	
宿毛市		▲ 783	539	1,322	539
大月町		855	988	133	988
三原村		▲ 837	▲ 857	▲ 20	
土佐清水市	土佐清水市	▲ 3,940	▲ 4,666	▲ 726	
四万十市	幡多中央	▲ 12,709	▲ 14,533	▲ 1,824	
黒潮町		6,001	4,651	▲ 1,350	4,651
合計		▲ 167,277	▲ 167,277	0	68,677



消防広域化に伴う財政負担に対する県の措置

資料 5

消防広域化に関する個別論点の整理

第2回高知県消防広域化に関する実務協議会（令和8年9月3日）

分賦金の算定（シミュレーション）

＜県推奨案＞R11一斉統合

※8/19専門部会でお示したシミュレーションから、分賦金算定のベースとなる数値を更新したため、ア～工欄のすべての金額を更新しています。

※8/19専門部会で示したシミュレーションから、分賦金算定のベースとなる数値を更新したため、ア～工欄のすべての金額を更新しています。														オ (ウ+エ)	負担増となる 16市町村	市町村
市町村	現在の 消防本部	ア	①	②	イ (ア×2年+①×5年 +②×7年)/14年)	ウ (イ-ア)	エ	工の内訳								
		【現行】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【補足】 現行の歳出額 (R7決算額)以下の 要素を反映 ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数で算出	【一次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R11～15)	【二次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R16～22)	【広域化を加味】 消防費負担額 (経常経費)	広域化による 負担額の変化 (経常経費) ＜ポイント＞ 人件費が8～9割 ⇒本部に派遣 する職員が 多いと財政 負担は減少	追加・臨時的 経費 (節減効果額を 含む)	消防指令 システム 節減効果額	救急デジタル 無線 節減効果額	必要最小限 処遇均一化	追加 経常経費 (施設管理等)	臨時的経費 (システム構築等)				
		広域化による 実質的な財政 負担の変化額			R9～22の 14年間の消防費 (経常経費)を 平均した単年度 歳出額			現行のシステム を個別に再整備 した場合と、新た なシステムを県一 で共同整備した 場合を試算	現行の無線を個 別に再整備した 場合と、新たな無 線を県一で共同 整備した場合を 試算	必要最小限の均 一化は、「新規採 用職員を高知市 の給与水準並み へ引上げ」「若年 職員の逆転調 整」「職員手当の 統一」等	施設管理や各種 システムの運用 保守等経費、広 域連合事務局経 費等の合計	ネットワークや業 務システム等整 備、本部執務室 の改修等の合計	広域化による 財政負担の 変化額 (R9～22の 単年度当たり)	節減効果額を差し 引いても負担増とな る市町村の変化額	広域化による 財政負担の 増加額 (R9～22の 単年度当たり)	
高知市	高知市	3,708,709	3,706,057	3,599,532	3,653,173	▲ 55,536	▲ 74,282	▲ 125,039	▲ 13,618	0	47,934	16,441	▲ 129,818		高知市	
室戸市	室戸市	289,283	292,284	295,335	293,381	4,098	1,154	▲ 3,741	▲ 4,042	5,144	2,824	969	5,252	5,252	室戸市	
東洋町	東洋町	123,998	124,366	125,093	124,677	679	▲ 221	▲ 1,909	▲ 1,907	2,205	1,035	355	458	458	東洋町	
安芸市	安芸市	270,102	275,621	280,328	277,186	7,084	▲ 9,862	▲ 11,292	▲ 8,479	5,184	3,518	1,207	▲ 2,778		安芸市	
芸西村	芸西村	54,610	57,759	59,998	58,429	3,819	▲ 404	▲ 1,603	▲ 1,325	1,046	1,101	377	3,415	3,415	芸西村	
奈半利町	奈半利町	113,454	112,732	112,916	112,927	▲ 527	▲ 1,832	▲ 3,189	▲ 1,744	1,846	934	321	▲ 2,359		奈半利町	
田野町	田野町	92,449	91,776	91,872	91,920	▲ 529	▲ 1,557	▲ 2,626	▲ 1,437	1,504	746	256	▲ 2,086		田野町	
安田町	中芸	91,011	90,466	90,637	90,629	▲ 382	▲ 1,440	▲ 2,546	▲ 1,392	1,480	758	260	▲ 1,822		安田町	
北川村	北川村	52,365	52,448	52,795	52,610	245	▲ 520	▲ 1,333	▲ 725	851	512	175	▲ 275		北川村	
馬路村	馬路村	33,807	33,939	34,214	34,058	251	▲ 274	▲ 834	▲ 454	550	346	118	▲ 23		馬路村	
南国市	南国市	610,241	620,159	628,516	622,921	12,680	▲ 56,732	▲ 55,226	▲ 23,051	10,864	7,953	2,728	▲ 44,052		南国市	
香南市	香南市	414,115	403,077	416,110	411,170	▲ 2,945	16,368	▲ 425	51	8,147	6,400	2,195	13,423	13,423	香南市	
香美市	香美市	518,772	511,424	521,741	517,632	▲ 1,140	6,371	▲ 5,082	▲ 6,046	9,905	5,655	1,939	5,231	5,231	香美市	
本山町	本山町	88,090	88,359	89,578	88,930	840	3,942	2,484	▲ 1,684	1,706	1,069	367	4,782	4,782	本山町	
大豊町	額北	102,047	102,043	103,227	102,636	589	4,286	2,758	▲ 2,019	1,976	1,170	401	4,875	4,875	大豊町	
土佐町	土佐町	106,331	106,593	108,019	107,269	938	4,703	2,974	▲ 2,046	2,059	1,278	438	5,641	5,641	土佐町	
大川村	大川村	17,025	16,994	17,171	17,087	62	689	449	▲ 343	330	188	65	751	751	大川村	
土佐市	土佐市	427,970	432,378	438,582	434,850	6,880	▲ 22,759	▲ 17,245	▲ 19,412	7,828	4,520	1,550	▲ 15,879		土佐市	
いの町	仁淀	380,378	381,395	388,723	384,914	4,536	6,296	2,763	▲ 9,136	7,157	4,104	1,408	10,832	10,832	いの町	
日高村	日高村	137,593	138,143	140,924	139,455	1,862	2,438	1,068	▲ 3,265	2,589	1,523	523	4,300	4,300	日高村	
仁淀川町	仁淀川町	131,500	134,656	137,846	135,800	4,300	▲ 6,501	▲ 1,669	▲ 9,654	2,457	1,761	604	▲ 2,201		仁淀川町	
佐川町	高吾北	176,350	180,710	185,077	182,271	5,921	▲ 8,607	▲ 2,191	▲ 12,919	3,295	2,389	819	▲ 2,686		佐川町	
越知町	越知町	119,614	122,445	125,319	123,477	3,863	▲ 5,948	▲ 1,533	▲ 8,789	2,235	1,593	546	▲ 2,085		越知町	
須崎市	須崎市	403,763	398,009	401,172	400,412	▲ 3,351	▲ 515	1,565	▲ 13,767	7,143	3,383	1,161	▲ 3,866		須崎市	
中土佐町	中土佐町	225,884	222,935	224,861	224,319	▲ 1,565	▲ 97	957	▲ 7,655	3,996	1,940	665	▲ 1,662		中土佐町	
梶原町	高幡	111,230	111,210	112,976	112,096	866	960	901	▲ 3,522	1,967	1,201	413	1,826	1,826	梶原町	
津野町	津野町	159,582	159,062	161,316	160,263	681	1,032	1,145	▲ 5,138	2,822	1,640	563	1,713	1,713	津野町	
四万十町	四万十町	463,333	456,799	460,471	459,568	▲ 3,765	▲ 541	1,817	▲ 15,785	8,196	3,895	1,336	▲ 4,306		四万十町	
宿毛市	宿毛市	342,419	342,868	348,902	345,821	3,402	▲ 2,863	8,036	▲ 21,723	6,197	3,445	1,182	539	539	宿毛市	
大月町	幡多西部	146,981	147,533	150,382	148,879	1,898	▲ 910	3,585	▲ 9,246	2,660	1,557	534	988	988	大月町	
三原村	三原村	75,576	75,211	76,210	75,763	187	▲ 1,044	1,599	▲ 4,896	1,368	659	226	▲ 857		三原村	
土佐清水市	土佐清水市	277,373	276,242	278,271	277,418	45	▲ 4,711	▲ 8,013	▲ 6,478	5,911	2,881	988	▲ 4,666		土佐清水市	
四万十市	幡多中央	542,415	542,432	547,611	545,019	2,604	▲ 17,137	▲ 11,173	▲ 22,509	8,934	5,667	1,944	▲ 14,533		四万十市	
黒潮町	黒潮町	233,485	233,730	236,130	234,895	1,410	3,241	5,687	▲ 9,638	3,846	2,492	854	4,651	4,651	黒潮町	
合計	合計	11,041,855	11,041,855	11,041,855	11,041,855	0	▲ 167,277	▲ 218,881	▲ 253,793	133,398	128,071	43,928	▲ 167,277	68,677	合計	

議事（２）「採決事項」の議事の進め方

- 1 趣旨説明（高知県危機管理部長）
- 2 質疑応答
- 3 意見表明
- 4 採決

【各選択肢の趣旨について】

- ・「可」・・・・・・・・当協議会が提案に沿って対応することは妥当と認め、自身としても受入れ可能である。
- ・「不可」・・・・・・・・当協議会が提案に沿って対応することは自身としては受け入れられず、不適當である。
- ・「棄権」（Ａ）・・・・自身としての意思表示は控えるが、今回決定された対応方針については尊重する立場で今後の協議会に参画する。
（可否決のための定足数へのカウントは容認する）
- ・「棄権」（Ｂ）・・・・今回の提案について可否を問うこと自体が適當ではないという立場で自身としての意思表示も差し控える。
（可否決のための定足数へのカウントも拒む）

① 県提出第１号議案「消防広域化に関する当面の取組方針について」

ア 第１案

イ 第２案

（注）上記２案の議決に際しては、高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程第５条に基づき、第１案から個別に順次、可、不可を問い、３分の２以上が可とする案が生じた時点で当該案を採用することとする。なお、採決においては、上記【各選択肢の趣旨について】に定めるところにより、定足数への算入の可否を示して棄権を選択することも可能とする。

② 県提出第２号議案「広域連合規約の骨子案について」

【参考：高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程】

第５条 会議の議決方法は、原則として全会一致をもって決することとする。ただし、意見が分かれた場合は、議長が必要と認めたときは、再議に付すことができることとし、出席委員の３分の２以上の同意をもって決する。

２ 前項によりがたい場合は、議長が会議に諮り、表決方法を定めた上、議事を進めることとする。

消防広域化に関する当面の取組方針について

令和8年9月3日

高知県消防広域化に関する実務協議会における実務的な検討に際し、次の事項を前提条件とすることとする。

1 広域連合の設置及び広域化に係る共同事業の実施

- ① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始することとする。
- ② このための準備作業及び本部統合に先行して行う共同事業の実施主体として、令和10年4月に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置する。

2 本部統合の進め方

- ① 本部統合の実施計画案については、次の2案のうちいずれかを前提に作成することとする。

第1案（第1優先）

令和11年度に、県内15消防本部を1本部に統合する。

第2案（第2優先）

原則として、令和11年度に県内全消防本部の統合を図ることとするが、方面消防本部を構成する全市町村が合意した場合には、方面消防本部内の一部市町村の統合時期を最長令和16年度まで先送りできるものとする。

この場合においては、原則として全市町村が先行的共同事業として、令和10年度から人材確保事業（共同採用）に参加することとする。

（注）上記2案の採決に際しては、高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程第5条に基づき、第1案から個別に順次、可、不可を問い、3分の2以上が可とする案が生じた時点で当該案を採用することとする。なお、採決においては、別紙に定めるところにより、定足数への算入の可否を示して棄権を選択することも可能とする。

- ② ①の結果に基づき消防本部統合に係る実施計画案を作成することとし、その検討作業の進捗状況を踏まえながら、令和10年4月施行を図る広域連合設置の原初規約において、消防本部統合時に施行される規定及びその施行期日を併せて規定することを検討する。

3 留意事項

- ① 本議案の議決は次の趣旨で行うものである。
- ・ 広域化に係る本部統合や事務の共同処理については、構成団体である各市町村等の議決を得る必要があり、行政執行に当たる長としては、議会への議案提案に先立って、統一した内容の対応方針を策定するため、長の間で事前の協議を行うことが求められる。当協議会では、このための取組の一環として、基本計画を踏まえながら、現段階までの実務協議会としての合意事項を確認し、今後の実施計画案作成の基礎としようとするものである。
 - ・ したがって、実務協議会としての今回の検討方針の議決は、各市町村議会等の審議や議決内容を拘束するものではない。
 - ・ 本議案の議決内容については、今後、各市町村議会等に説明し、議会側の意見を聴取した上で実施計画案に反映することを想定している。
- ② 上記①の趣旨を踏まえ、実務協議会の構成団体である各市町村等の執行部は、各市町村等の議会における消防広域化の検討に資するよう、実務協議会後に開催される直近の各市町村議会の定例会等において、実務協議会での検討状況等を報告する。
- ③ 前掲1及び2の採決事項について、議決後に事情変更等が生じ必要があると認めるときは、高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程第5条に定める手続きを経て、必要な変更を行うことを妨げない。
- 前掲②の過程を経て、市町村議会等の意思を反映するために必要がある場合には、所定の手続きを経て、既定の議決事項について、所要の変更を行うものとする。

(以上)

広域連合規約の骨子案について

令和 8 年 9 月 3 日

令和10年 4 月に設置を図る広域連合の規約については、その骨子を以下のとおりとする。

I 令和10年 4 月施行分

(1) 広域連合の名称 高知県消防広域連合（仮称）

(2) 構成団体 全市町村及び県

(3) 広域連合の処理する事務

（※令和10年 4 月広域連合設置時から消防本部の統合前まで）

① 指令システム・デジタル無線に係る共同事業

② 先行的共同事業

ア 既存事業（消防総合支援事業等（＃7119等））

イ 人材確保事業（共同採用）

ウ コンプライアンス推進室の設置

(4) 事務所の位置 高知市内

(5) 議会の組織及び任期等

① 定数 20名

・市町村議会議員18名

（中央方面 5 名、

中央東方面、中央西方面及び幡多方面各 3 名、

高幡方面及び安芸方面 各 2 名）

（※「中央方面」以外の各方面にあっては、「市」選出議員及び「町村」選出議員をそれぞれ少なくとも 1 名以上含むものとする。）

・県議会議員 2 名

② 任期 2 年

ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(6) 執行機関の組織及び任期等

- ① 広域連合長及び副広域連合長をそれぞれ1名置く。
- ② 広域連合長は、構成団体の長（市町村長及び知事）による選挙により、市町村長のうちから選任する。
- ③ 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長（市町村長及び知事）のうちから任命する。
- ④ 広域連合長及び副広域連合長の任期は2年とする。
広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

広域連合長及び副広域連合長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の広域連合長及び副広域連合長の任期は、前任の残任期間とする。

(7) 協議・審議機関

条例・予算等の重要事項の協議を行うため、広域連合管理者会議を置く。

構成員は、広域連合長及び副広域連合長を含め、各方面の管内市町村長6名（6方面で各1人）及び知事の計7名とする。

(8) 経費の支弁の方法

広域連合の経費は、関係市町村及び県の負担金、手数料、補助金、その他の収入をもって支弁する。

負担金は、以下の負担方法及び負担割合に基づき算出するものとし、以下により難いと認める場合にあっては、協議により負担方法を別に定めるものとする。

（※令和10年4月広域連合設置時から消防本部の統合前まで）

経費の区分	負担方法及び負担割合
① <u>広域連合の運営</u> に要する経費 （他の区分に定めるものを除く。）	<u>全市町村で案分</u> ・基準財政需要額割：50% ・救急出動件数割：50%
② <u>指令システム・デジタル無線に係る共同事業</u> に要する経費	<u>ア 全市町村が共通で受益する部分</u> （例：指令台など指令センターに備える機器等） ：全市町村で案分 ・基準財政需要額割：50% ・救急出動件数割：50% <u>イ 関係市町村が個別で受益する部分</u> （例：車両に整備する機器や非常用電源など消防署所に備える機器等） ：受益する市町村が100%負担 ※複数の市町村が受益する場合には、当該市町村の協議により決定

③ 先行的共同事業	
ア 既存事業（消防総合支援事業等（＃7119等））に要する経費	全市町村及び県で案分 ・ 市町村 2分の1 ・ 均等割 : 10% ・ 基準財政需要額割 : 45% ・ 人口割 : 45% ・ 県 2分の1
イ 人材確保事業（共同採用）に要する経費	共同採用により採用した職員に係る人件費及び採用活動に要した経費を、配属署所の管轄市町村で配属人員数に応じ負担 （配属署所の管轄が複数の市町村にまたがる場合は、当該市町村において、基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%に案分）
ウ コンプライアンス推進室の設置に要する経費	参加市町村で案分 ・ 基準財政需要額割 : 50% ・ 救急出動件数割 : 50% ※ハラスメント事案の発生に伴い特別に要する費用は、事案関係市町村が実費を負担

（９）施行期日等

- ① 広域連合の規約（Ⅰ 令和10年４月施行＝原初分）は、総務大臣の許可のあった日（令和10年４月１日を想定）から施行する。

※ 上記広域連合の原初規約において、消防本部統合に係る実施計画案に係る検討作業の進捗状況を踏まえながら、消防本部の統合時に施行される規定（次頁Ⅱ参照）及びその施行期日を併せて規定することを検討する。

Ⅱ 消防本部統合時点施行分

消防本部統合に係る実施計画案を踏まえて、令和10年4月施行の上記原初規約分の一部を次のとおり改める。

i) 「(3) 広域連合の処理する事務」について、次のとおり改める。

① 市町村の消防事務

(消防団及び消防水利に関する事務は、構成団体から委託された範囲に限る)

② 県の消防事務のうち、航空消防隊(消防防災航空センター)及び消防学校に関する事務 ※全消防本部の統合後

ii) 「(7) 協議・審議機関」について、次の1項を加える。

- ② 方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関として、地域事情を踏まえた調整を行うため、方面消防本部管理運営協議会を方面毎に置く。
構成員は、各方面管内の市町村長とする。

iii) 「(8) 経費の支弁の方法」の表について、次のとおり改める。

(※消防本部の統合以降)

	経費の区分	負担方法及び負担割合
市町村負担	① <u>広域連合本部の運営</u> に要する経費 (他の区分に定めるものを除く。)	<u>全市町村で案分</u> ・基準財政需要額割 : 50% ・救急出動件数割 : 50%
	② <u>方面消防本部の運営</u> に要する経費	<u>方面消防本部の構成市町村で案分</u> ・基準財政需要額割 : 50% ・救急出動件数割 : 50%
	③ <u>消防署所の運営</u> に要する経費	<u>消防署所の関係市町村で案分</u> ・分賦金実績額割 : 100%
	④ <u>非常備消防</u> の経常的経費(委託した場合)等	<u>受益する市町村が100%負担</u>
	⑤ <u>投資的経費、公債費</u> (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの)	<u>受益する市町村が100%負担</u> ※複数の市町村が受益する場合には、当該市町村の協議により決定

県 負担	・ 消防学校の運営に要する経費 ・ 消防防災航空センターの運営に要する経費 (高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会の運営に必要な経費を除く。) ・ 県の用務遂行のため広域連合に派遣する県職員の人件費その他広域連合本部の運営に要する経費のうち、専ら県の受益に帰するもの	県が100%負担
市町村 及び 県負担	既存事業(消防総合支援事業等(＃7119等))	<u>全市町村及び県で案分</u> ・ 市町村 2分の1 ・ 均等割 : 10% ・ 基準財政需要額割 : 45% ・ 人口割 : 45% ・ 県 2分の1

iv) 「(9) 施行期日等」について、次の2項を加える。

- ① 上記(3)事項に係る一部改正規約は、法定協議会において決定する消防本部統合に係る実施計画を踏まえて、広域連合長が別に定める日から施行する。
- ② 上記(3)事項に係る一部改正規約について、実施計画との整合を図る必要が生じた場合には、広域連合長及び構成団体の長において、必要な規約改正のための法制上の措置を講じる。

※ 第1号議案「2 本部統合の進め方」の第2案による場合には、さらに次のような経過措置の規定を置くこととする。

「上記(3)事項に係る一部改正規約の規定にかかわらず、〇〇市、△△町及び××町に係る上記(3)事項に係る取り扱いについては、令和〇年〇月〇日までの間、なお従前の例による。」

(10) 留意事項

- ① 本議案の議決は次の趣旨で行うものである。
 - ・ 広域化に係る本部統合や事務の共同処理については、構成団体である各市町村等の議決を得る必要があり、行政執行に当たる長としては、議会への議案提案に先立って、統一した内容の対応方針を策定するため、長の間で事前の協議を行うことが求められる。当協議会では、このための取組の一環として、基本計画を踏まえながら、現段階までの実務協議会としての合意事項を確認し、今後の実施計画案作成の基礎としようとするものである。

- ・ したがって、実務協議会としての今回の検討方針の議決は、各市町村議会等の審議や議決内容を拘束するものではない。
- ・ 本議案の議決内容については、今後、各市町村議会等に説明し、議会側の意見を聴取した上で実施計画案に反映することを想定している。

② 上記①の趣旨を踏まえ、実務協議会の構成団体である各市町村等の執行部は、各市町村等の議会における消防広域化の検討に資するよう、実務協議会後に開催される直近の各市町村議会の定例会等において、実務協議会での検討状況等を報告する。

③ 上記採決事項について、議決後に事情変更等が生じ必要があると認めるときは、高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程第5条に定める手続きを経て、必要な変更を行うことを妨げない。

前掲②の過程を経て、市町村議会等の意思を反映するために必要がある場合には、所定の手続きを経て、既定の議決事項について、所要の変更を行うものとする。

(以上)

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会（令和8年9月3日）

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
1	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	議会から、統合時期については全消防本部で合わせるべきではないかとの意見が出る可能性がある。	6月の市町村意向調査では、「全県一斉統合」が26市町村（76%）、また、一斉統合の時期については、「令和11年度」が26市町村のうち15市町村（58%）と多数だったことを踏まえ、「令和11年度の全県一斉統合」を県推奨案としてご提案しています。
2	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	消防の現状に不満がない中、早期統合のメリットが見えないため、R16年度の一斉統合でなければ議会への説明は難しい。	消防本部をどのように統合するかについては、今後、市町村との合意形成を図った上で、実施計画案に反映するようにします。
3	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	議会としては、スケジュールがタイトであること、法定協議会と広域連合の設置の議決が同時であることを懸念する意見をもらっている。	高知市と土佐市が共同運用している指令システムの更新時期に合わせて、県一の指令システム等の共同運用を令和16年度から開始することをご提案しており、このためには、調査・計画・整備などの事業主体となる組織を令和10年度に設置する必要があると考えています。
4	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	消防本部の統合の時期に関して、人材確保に明確に困っていない中で、令和11年度に統合しなければならないと議会等へ説明することが難しい。	また、県内で喫緊の課題である消防人材の確保のためには、できるだけ早期に共同採用に取り組む必要があると考えており、採用する職員の受け皿となる法人が必要となります。
5	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	喫緊の課題は、指令システムの更新方針を固めることだが、結論はまだ出ていない状況の中で法定協議会の議決を得ることが難しい。 広域化に総論は賛成しているが、R16に確実に統合するとは言い切れない中で期限を区切られることに違和感を覚える。	これらの点を踏まえ、「広域連合」は令和10年度に設置することを県推奨案としてご提案しています。 一方、「法定協議会」では、本年度の実務協議会で取りまとめる実施計画案を基にして、消防本部の統合時期等の統合のあり方を定める実施計画を決定することを想定しています。
6	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	統合時期については、指令システム等のR13入札で節減効果が判明した後のR14が良いと考えている	このため、指令システム等の共同整備や共同採用等の先行的共同事業を実施する「広域連合」の設置と、消防本部の統合時期等を定める実施計画を決定する「法定協議会」の設置については、役割が違っており、課題解消を早期に図るために、同時に議会に諮って進めるスケジュールとしています。
7	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	現場から指令システムの整備を求める声があり、人口減少による将来的な人員確保の課題も踏まえ、指令システムの更新時期や費用等を総合的に勘案しながら、適切な統合時期について協議していく必要がある。	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
8	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	議案上程の時期について、11月末頃までに結論を出すことを踏まえると、各市町村が9月議会で説明する内容を統一する必要があるのではないか。	全ての市町村の9月議会において、9月3日に開催する第2回実務協議会での議決結果をご説明いただきたいと思います。 また、これまで各議会に各市町村が説明してきた内容や議論の熟度に違いがあることから、各議会の実情に応じて、昨年度の基本計画の内容や、今年度の実務協議会などでの資料も併せてご説明いただくようお願いします。
9	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	多数決で決まった方向性に乘らざるを得ない状況となった場合には、全体の議論を停滞させたり、混乱を招くことがないよう、協議からの離脱も選択肢の一つとして検討している。	本県における消防広域化は、全市町村の参加が望ましいと考えていることから、協議には引き続き参加していただくようお願いします。協議会の事務局を担っている県としては、全市町村のご理解がいただけるよう、引き続き丁寧に協議を進めてまいる考えです。
10	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	指令業務の共同化や共同採用についても、本当に実効性のあるものなのか、メリットが見えにくいところがある。	指令業務の共同化のメリットとしては、指令システムの更新や維持管理の経費節減が期待できるほか、指令業務の集約で生まれる余力を現場へ振り向けることで、消防力の強化につなげることができることが非常に大きいと考えています。 また、共同採用のメリットとしては、任用組織の規模を拡大することで将来にわたる職場としての魅力が高まり、募集活動も強化できると考えています。 また、都市部の消防本部に合格した受験者がその他の消防本部の採用を辞退するといった状況を改善でき、県全体で必要な消防人材の確保につながるものと考えています。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
11	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	緊防債が継続されなかった場合でも、同等の財政措置を県が行うことを確約してもらわないと議会への説明が難しい。特交も災害等により総額が変動するため不確実であり、県による確実な支援をいただけるとありがたい。	現行の緊急防災・減災事業債は令和12年度までの期限が定められていますが、これまでも全国で災害が頻発している状況を踏まえて、期限の延長を繰り返してきた経緯があります。 今後も、全国知事会や南海トラフ地震に関係する10県知事会、四国知事会などでも、期限の延長や恒久化について要望を行い、地方財源の確保を求めてまいります。 一方、消防事業に係る経費については、国において普通交付税や特別交付税などの措置が行われているところです。 交付税措置等は国の地方財政制度の中に位置付けられるものであり、制度としてさらに活用できれば、継続的かつ安定的に市町村の財政負担の軽減を図ることが一層可能となります。 このため、県としては、まずは制度の拡充を含めて国に求めたうえで、特別交付税等による措置を実現し、それでも不足する分については県費による支援を組み合わせることで、市町村の実質的な負担増をできる限り生じさせないようにする考えをお示ししています。
12	1-3-1 財政措置	県の財政措置については、大変ありがたいと感じている。現在のシミュレーションでは16団体が措置の対象となっているが、今後、市町村の財政負担が増加する場合についても、県に措置していただけるものと理解した。	最新の分賦金シミュレーションでは、県の財政措置の対象は16市町村で年間69百万円程度を見込んで、実質的に負担増となる市町村の解消を図る対応方針をお示ししています。 現在、具体的な制度設計を進めており、整理が整い次第、詳細をお示ししたいと考えています。
13	1-3-1 財政措置	財政措置の特交・過疎債・人口減少対策総合交付金について、それぞれ既存の範囲内ではなく、特別枠（別枠）として消防分を増額していただきたい。	職員配置の見直し等に伴い、分賦金額が変動するため、各消防本部との見直しの協議が整った後に、財政負担額の算出作業が完了次第、お示ししたいと考えています。
14	1-3-1 財政措置	財政措置の特別交付税の配分方法の考え方を明確にし、全体が納得できる形に整理していただきたい。	
15	1-3-1 財政措置	各市町村における広域化前後の財政負担額とそれに対する財政措置額を示してほしい。	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
16	1-3-1 財政措置	財政措置について、連合本部に職員を出した市町村の財政負担が軽減され、県の財政措置の対象外となるのはおかしいのではないかと。	広域化に伴って生じる節減効果が大きく、現在より財政負担が軽減される市町村に対しても財政支援を行うことは困難と考えています。 県がお示ししている新たな財政負担に対する措置は、実質的な負担増により広域化に躊躇する市町村の解消を図ることを対応方針として、現在、具体的な制度設計を進めており、整理が整い次第、詳細をお示ししたいと考えています。
17	1-3-1 財政措置	財政措置として、過疎債等を活用するとあるが、事業費の3割の市町村負担に対する財政支援がなければ、「100%財政措置」とは言えないのではないかと。	
18	1-3-1 財政措置	節減効果を加味した上で財政負担が増える市町村だけに財政支援を行うと、市町村間の公平性が損なわれる。公平に支援を受けられる制度設計を検討していただきたい。	
19	1-3-1 財政措置	指令システムのメーカーに確認したところ、延命措置は不可であり、R16までに各自で指令システムを更新する必要がある。更新したシステムが耐用年数を迎える前に県一システムへ移行すると、投資の一部が無駄になり、財政負担が大きくなるので、広域化前のシステム更新についても支援していただきたい。	広域化前に各消防本部が独自に行う指令システム等の更新費用については、県の財政措置の対象になっておりません。 令和16年度に指令システム等の共同運用が開始されることを見据え、広域化前に各消防本部が独自に更新する場合は、消防の広域化の推進に係る国の財政措置等を活用するとともに、システム等に必要な機能を最小限にするなど、財政負担の軽減に努めていただきたいと思います。
20	1-3-1 財政措置	広域化までに指令システムを独自に更新する場合、二重投資による財政負担が一番の懸念である。	
21	1-3-1 財政措置	県の財政措置について、いつまで措置するかといった期限は決まっているのか。	
22	1-15 法定協議会規約案	一部の市町村が議会に否決された場合は、他の市町村の議決が無効になるのか。	一部の市町村の議決が他の市町村の議決に影響を与えるものではありません。否決された市町村に対しては、その理由を踏まえて、丁寧に対応を検討いたします。
23	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	職員配置の見直しにより方面本部の職員数が減少しているが、方面本部の役割をしっかりと整理していただきたい。	職員配置については、一部の消防本部から方面本部の人員配置を見直すべきとの意見もあることから、広域連合本部・方面消防本部・消防署所のそれぞれの事務分掌と併せて、ワーキンググループにおいて引き続き検討を行い、調整した内容を実施計画案に取りまとめるようにします。
24	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	方面本部間で業務内容や業務量に偏りが生じないような職員配置にするべきではないかと。	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
25	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	将来的に署所数を縮小されるのではないかという懸念が議会から出ている。実施計画案の中に、今後も現体制を維持する旨を記載していただけないか。	今般の消防広域化に関するこれまでの協議では、現行の40消防署所体制を確保することを基本として検討を進めてきました。 このため、実施計画案に現体制を維持する旨を記載することを提案しています。 一方、広域化後も「市町村消防の原則」の考え方は変わらないため、将来的な署所数については、広域連合の構成員となる市町村間で協議して決定されるものと考えています。
26	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	各市町村の消防団事務に対する広域連合の支援体制を統一するの か。	市町村が実施すべきとされている消防団事務に対し、広域連合の支援を含めた関わり方については、現行15消防本部で行っている事務の範囲がそれぞれ異なるため、各市町村と消防本部で事務の分担を明確にする調整を、市町村や消防の意向を確認しながら、今後整理して、実施計画案に記載する必要があると考えています。
27	2-4 職員配置	職員の異動について、希望を反映することで、長年勤務し、地域事情に精通した職員が出身地等へ異動することとなり、各地域の特性を把握した職員が減少するのではないかとの懸念がある。	地域事情に精通した職員が引き続き配置されることは重要であると考えています。 このため、既存職員については、一部の職員は広域連合本部への異動が必要となりますが、多くの職員は現在の管轄区域内での異動が中心になると考えています。 一方、広域連合が新たに採用する職員については、県全域への計画的な職員配置やスキルアップにつながるのと考えから、若年のうちは異動を経験して、一定の年齢に達した時点で地域に定着できるようにするといった人事異動の運用が必要ではないかと考えています。
28	2-4 職員配置	職員配置について、今後変更される可能性はあるか。	(No.23,24の回答と同じ) 職員配置については、一部の消防本部から方面本部の人員配置を見直すべきとの意見もあることから、広域連合本部・方面消防本部・消防署所のそれぞれの事務分掌と併せて、ワーキンググループにおいて引き続き検討を行い、調整した内容を実施計画案に取りまとめるようにします。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
29	3-3 採用・配置	方面本部内で人材が不足した場合に、連合本部が一括採用した職員を各方面に確実に配置していただけるのか。	広域連合が一括採用する職員を県全域へ計画的に職員配置することで、各方面の人材不足の解消が可能と考えます。
30	3-3 採用・配置	地域枠で職員を確保できなかった場合、全県枠の職員を配置するのか。	仮に地域枠の職員を確保できなかった場合には、全県枠の職員を配置することになります。 組織全体として柔軟な人員配置が可能となるよう、全県枠と地域枠をバランスよく設定する必要があると考えています。
31	4-1 勤務形態及び勤務時間	交替制を統一するべきではないか。また、統一する場合、県の財政支援は考えていないか。	市町村意向調査(R8.6月実施)では、19市町村が「3交替制への統一を希望しない」と回答しており、こうしたご意見も踏まえて「多様性尊重」の方針をご提案しています。 また、3交替制への移行に必要な経費については、市町村消防の原則を踏まえると、関係市町村が負担すべきものと考えており、県として財政措置を行うことは困難です。 なお、他県でも2交替制と3交替制が混在する体制で運用している消防本部がありますが、消防活動や住民サービスに大きな支障は生じていないと伺っています。
32	4-2 給料等	必要最小限の均一化について、新規採用職員の初任給引き上げに伴う既存職員の調整をどのように行うのか。	新規採用職員の初任給引き上げに伴う既存職員の給与調整については、職員の経験年数や階級、役職などを考慮し、職員間の給与バランスが保たれるように行う必要があると考えています。 具体的な調整方法については、各職員の状況や広域化後の役職等と併せて検討する必要があると考えています。
33	4-2 給料等	必要最小限の均一化について、若年職員の調整はどのくらいの範囲まで行うのか。また、現在の分賦金のシミュレーション上はどのように試算しているのか。	高知市消防局とその他の消防本部の給料表を比較すると、3級までに差がありますが、4級以上は同一となっています。 現在の分賦金シミュレーションには、3級までの給与差の調整に必要な財政負担を反映しています。 4級以上の調整については、給料表が同一であるため、シミュレーションへの反映は限定的となっています。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回方面別部会におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会(令和8年9月3日)

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
34	4-3 諸手当、福利厚生等	職員の住居について、現在は管轄区域内への居住を義務付けているが、広域化後も同様の考え方を維持してもらいたい。	広域化後における職員の居住地の義務付けについては、市町村長のご意見を踏まえながら、実施計画案に記載する内容の検討が必要と考えています。
35	4-3 諸手当、福利厚生等	現状、広域連合になった場合にはポストが減少する。また、課長補佐級は管理職ではなく時間外手当を支給しているが、広域化した際に、階級と手当の支給がどう変わるのか、さらに詰めた議論が必要。	広域化後の階級、役職及び手当の取扱いについては、組織体制や職員配置の検討とあわせて、実施計画案に記載する内容の検討が必要と考えています。
36	4-4 教育訓練・研修等	広域化後に異動が発生することを考慮すると、土地勘などが全く無い地域への配属も有りうるので、新規採用者に対する消防学校での教育はこの点も考慮する必要がある。	消防学校における教育内容については、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化に応じた見直しを行っていくことが重要であると考えています。 広域化後は、土地勘のない地域への配属も想定した教育や研修内容の検討が必要と考えています。
37	6-1 財産の取扱い	建物や車両などの整備は、各署所で行うことになるのか。連合本部でまとめて調達し、各署所へ安く提供することはできないか。	全市町村で共通して使用する施設・設備等については、連合本部で整備し、分賦金により各市町村が負担することとなります。 一方で、消防署所の施設整備や特定の地域で使用する資機材等については、関係する市町村の負担となります。 なお、連合本部が資機材等を一括調達することで経費削減が期待できるため、効率的な調達方法は、広域連合が運用の中で工夫する必要があると考えています。
38	8-1 分賦金算定	節減効果込みの単年度平均の実質負担額ではなく、年度別の分賦金額を示してもらいたい。令和11年度が公債費のピークであり、年度別の分賦金額を議会に説明する必要がある。	(No.15の回答と同じ) 職員配置の見直し等に伴い、分賦金額が変動するため、各消防本部との見直しの協議が整った後に、財政負担額の算出作業が完了次第、お示ししたいと考えています。
39	8-1 分賦金算定	広域化に伴い管轄の壁が無くなり、直近指令を行う場合、分賦金の計算をどのように行うのか。	直近指令を行う場合の分賦金の計算については、他県の事例も踏まえながら、検討する必要があると考えています。 なお、奈良県広域消防組合では、直近指令を行っていますが、管轄を越えた出勤が応援側と受援側の双方の立場で共に行われることになるため、分賦金の算定には反映していないと伺っています。

NO.	項目	ご意見の内容	事務局の対応方針案
40	10-1 消防団	広域化後、消防団との関係性はどうなるのか。	消防団については、消防組織法において市町村の消防機関として位置付けられており、今回の消防広域化の対象とはなりません。 そのため、消防広域化によって、消防団の位置付けや市町村との関係性が変わることはありません。 なお、基本計画においても、常備消防と消防団の連携や関係性を維持していく必要があることを定めています。
41	13-1 消防指令システム	R16までに指令システムを更新した場合、そのシステムを県一のシステムに接続できるのか。また、独自整備したシステムをR16に統合する際、設備を流用できるのか。	令和16年度から指令システム等の共同運用を開始することを前提としており、令和16年度までに現在のシステム等を独自に更新する必要がある場合は、将来の共同運用を見据えて更新内容を検討していただく必要があると考えています。 独自に更新されたシステムと共同運用するシステムの接続には追加費用が発生し、その費用は事業者の組み合わせによって異なります。
42	13-1 消防指令システム	広域化を見据えた指令システム・デジタル無線の整備を進めたいが、方面単独で進めるのか広域化を前提とするのかで整備方針が大きく異なる。市町村長の理解にも差があることから、県には継続的な説明をお願いしたい。	また、デジタル技術の進展に伴い、整備時期が異なる場合はシステム構成も異なることが想定されるため、設備の流用の可否を現時点で判断することは困難です。 県がシステム開発事業者などを通じて把握している情報については、引き続き市町村や消防本部へ丁寧に説明してまいります。
43	13-1 消防指令システム	県一での指令システムの統合に参加しない場合、広域連合が行う指令システムの設計、整備等の費用を負担する必要があるか。	県一での指令システムの統合に参加せず、システムを利用しない場合は、システムの設計や整備等の費用を負担する必要はありません。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回専門部会（4部会合同開催）におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会（令和8年9月3日）

NO.	項目	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
1	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	西川消防局長（高知市消防局）	県一消防広域化に向けて、現段階では、職員配置、指令システムのバックアップ体制、指揮隊の運用、無線の不感地帯対策など、具体的な運用面に関する検討が十分ではないと感じている。 こうした具体的な課題への対応方針が明確になれば、広域化の方向性について議会や住民へ十分な説明を行うことが難しい。 全国初となる県単位での消防広域化の取組であることから、今後も様々な課題や懸念事項が生じることが想定されるため、引き続きワーキンググループ等の場で検討を行っていただきたい。	広域化の検討に当たっては、まず、消防本部の統合時期といった大きな対応方針を市町村長の皆さんと決定した上で、ご指摘の運用面に関する検討を行う必要があると考えています。 運用面の課題への対応方針の検討については、引き続きワーキンググループ等の場で検討を行いたいと考えています。 その際には、消防現場からの積極的なご提案をお願いします。
2	1-3-1 財政措置	山崎副村長（日高村）	県の財政措置の期間について、令和22年度までの14年間は担保されていると解釈してよいのか。	令和9～22年度までの14年間の分賦金を試算しており、この試算を基に県の財政措置の対応方針をお示ししているところです。
3	1-3-1 財政措置	山崎副村長（日高村）	県費による支援の部分について、令和22年度までの14年間は人口減少対策総合交付金を活用することを想定しているのか。 また、過疎債の適用対象とならない場合には、県費による支援を優先的に行う考えであるのか。	県による財政措置については、まず特別交付税や過疎債などの国の財政措置を最大限活用し、その上で、市町村負担が生じる部分を県費によって支援する考えです。 県費による支援については、現時点では人口減少対策総合交付金を想定していますが、当該交付金は、令和6年度から9年度までの計画で、市町村が実施する人口減少対策を総合的に支援するものです。 令和10年度以降の支援のあり方については、人口減少の状況や国の動向等を踏まえて判断する必要があると考えています。 このため、令和10年度以降の県費による支援は、この交付金の今後のあり方についての判断を踏まえつつ、何らかの形で行うことを想定しています。 また、過疎債の対象とならない場合には、特別交付税などの国の財政措置と県費を組み合わせることを想定しています。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回専門部会（4部会合同開催）におけるご意見等

参考 第2回方面別部会・専門部会におけるご意見等
第2回高知県消防広域化に関する実務協議会（令和8年9月3日）

NO.	項目	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
4	13-1 消防指令システム	西川消防局長 （高知市消防局）	共同指令システムの検討に当たり、各消防本部の担当課長等が高機能指令システムについて十分理解した上で検討できるよう、勉強会等の開催を検討してはどうか。	ご提案の指令システムの勉強会については、高機能指令システムを運用している高知市消防局及び土佐市消防本部が最も詳しい立場ですので、両市が主導して開催いただきたいと考えています。
5	2-4 職員配置	早川副市長 （土佐清水市）	広域化後の既存職員の異動について、職員本人の希望と組織運営上の必要性を踏まえて調整した結果、広域的な異動が生じる可能性があるとのことだが、「組織運営上の必要性」とは、具体的にどのような状況を想定しているのか。	広域化後には、広域連合本部や方面消防本部に職員を配置する必要があることから、一部の既存職員が両本部に人事異動する必要性が生じると考えています。
6	4-1 勤務形態及び勤務時間	三谷消防長 （南国市消防本部）	市町村意向調査では、「3交替制を希望しない」「どちらともいえない」の意向が多いが、これまで、3交替制のメリットが議論されず、市町村の関係者があまり理解されていないと感じる。 3交替制がどういったものかを知っていただいた上で、再度調査を実施すべきではないか。	昨年度開催した基本計画あり方検討会や専門部会において、2交替制及び3交替制のメリットやデメリットをお示しした上で議論を行ってまいりました。 その上で市町村長に意向調査を行った結果、「3交替制を希望しない」との意向が多く、「多様性尊重」の方針について、市町村間で一定の合意が得られているものと認識しています。
7	8-1 分賦金算定	土佐清水市 早川副市長	「必要最小限を超える均一化」とは、高知市の給与水準に合わせ既存職員の給与を再計算することを想定しているのか。 また、「必要最小限を超える均一化」により市町村負担が増加する場合も、県の財政措置の対象となるのか。	「必要最小限を超える均一化」として、「3交替制の導入」や「既存職員の給与を高知市の給与水準に再計算」を挙げています。 県の財政措置の前提としては、広域化に伴う「必要最小限の均一化」に伴う財政負担の増加に対する措置をお示ししており、「必要最小限を超える均一化」に対する財政措置を行う考えはありません。